

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻

平成 1 9 年 6 月

熊 本 大 学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	3
	第2章 教育内容	10
	第3章 教育方法	18
	第4章 成績評価及び修了認定	31
	第5章 教育内容等の改善措置	42
	第6章 入学者選抜等	46
	第7章 学生の支援体制	55
	第8章 教員組織	64
	第9章 管理運営等	73
	第10章 施設、設備及び図書館等	79

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院名

熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

熊本市黒髪2丁目40番1号

(3) 学生数及び教員数

学生数：97名

教員数：19名

(うち実務家教員6名(学内措置によるみなし専任
2名を含む))

2 特徴

熊本大学大学院法曹養成研究科(以下、「本研究科」という。)は、九州中部の中核都市熊本市(人口約67万人)黒髪の緑豊かなキャンパスに立地する熊本大学法学部・法学研究科を母体とし、これから独立する形で平成16年(2004年)4月に開設された。

熊本大学法学部・法学研究科は、昭和54年(1979年)4月に法文学部から分離・独立して以来、九州中南部地域における唯一の法学部として民間企業及び地方公共団体等に多彩な人材を輩出してきたが、法曹養成という観点からみるならば、30余名の司法試験合格者を出したにすぎず、法曹養成機能の拡充が重要な課題であった。また、近年、国のかたちとして事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換、並びに法の支配に従った社会及び企業・地方公共団体の運営が求められる法化社会への動きが加速し、法廷の内外で公正な法的ルールに基づく国民間の利害の調整及び紛争の予防並びに解決に対応することのできる法曹養成の必要性が質的にも量的にも高まっている。一方、九州中南部地域における法曹・弁護士は、数が極めて少ないことに加えて、都市部に偏在しているために、地域住民の司法(紛争処理システム)へのアクセスやリーガル・サービスの享受が困難な状況にある。こうした状況の改善を志向するとともに、新たな法的ニーズの増大にも対応できる質の高い法曹の養成を目指して設立された本研究科は、九州大学、鹿児島大学及び琉球大学の各法科大学院との教育連携等を行い、九州地区全体における法曹養成教育の強化とその質の向上に邁進している。

以上に述べた背景からわかるように、21世紀を担う法曹には、地域特有の法的ニーズに応える能力に加えて、グロー

バル経済化や少子・高齢化が進展する中で生起する法的問題に関する解決能力が求められている。こうした社会的要請に応えるために、本研究科は、質の高い法理論の教育を体系的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的としている。

そのため、本研究科においては、次の二つの能力を兼ね備える法曹を育成する。第一は、「国民の社会生活上の医師」、すなわち地域住民の家庭医として社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供することのできる能力である。第二は、公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス、企業再生という新しい法的ニーズに対応できる専門医としての能力である。

上記の教育目標を達成するために、本研究科は、入学定員30人という徹底した少人数の法曹養成教育に、学年担任(学年チーフインストラクター)及びインストラクター制を導入して、履修指導等を徹底し、学習のみならず学生生活についても、キメの細かい指導を行っている。

本研究科の教育課程は、法理論教育及び法理論教育と実務を架橋する段階的・系統的な教育課程として、「法理論の基礎」、「法理論の応用」及び「実務の基礎」の3つのステージで構成され、1年次で「法理論の基礎」、2年次で「法理論の応用」、3年次で「実務の基礎」を修得する。もちろん、この3つのステージにおいては、1年次では法理論だけを、また、3年次では実務の基礎だけを学ぶのではなく、1年次の基礎的な法理論教育においても実務上の問題を意識させ、3年次においても実務を法理論の面から批判的・創造的に検討するなど、実務と法理論との架橋を強く意識した教育内容となっている。

さらに、教育効果を高めるために、本研究科は、シラバスの電子化、法律情報データベースの活用、授業のDVD化等、全国に先駆けてIT教育環境を整備・活用している。

また、本研究科は、1年2学期のセメスター制を採用し、1年次については2年次に進級する際に、また、2、3年次についてはセメスターごとに進級制度を導入している。特に、平成19年度からは、GPAの活用により成績評価と修了認定の一層の厳格化を図ることによって、教育の質と到達度の向上に努めることとした。

Ⅱ 目的

1 教育上の目的・理念

21世紀の我が国社会は、経済のグローバル化とIT技術革新に伴って知的財産が付加価値の源泉となる「ポスト工業化社会」に変容する一方、我が国全体として「事前規制・調整型社会」から「事後監視・救済型社会」への転換や法の支配の原則に従った社会や企業・地方公共団体の運営が求められるとともに、急速に進展する「少子・高齢社会」が大きな時代の流れになっていくものと考えられる。こうした我が国社会を取り巻く時代の流れは、質的に多様かつ高度化した新たな法的紛争を生み出し、法化社会への動きを加速するものと予想される。このため、法廷の内外で公正な法的ルールに基づく国民間の利害の調整及び紛争の予防ないし解決に対応することのできる法曹の養成が、国家的に重要かつ緊急な課題となっている。

こうした社会的要請に応えるため、本研究科は、質の高い法理論の教育を体系的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を強化し、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的としている。

2 養成する法曹像

本研究科においては、次の2つの能力を兼ね備える法曹を育成する。

第一は、「国民の社会生活上の医師」、すなわち地域住民の家庭医として社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供することのできる能力である。

第二は、我が国社会を取り巻く時代の流れの中で新たに生ずる法的ニーズ、すなわち公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス、企業再生に対応できる専門医としての能力である。

こうした2つの能力を兼ね備える法曹を養成し、地域住民に質の高いリーガルサービスを提供する。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準1-1-1に係る状況)

本研究科の養成する法曹は、普遍的なニーズに的確に対応できる家庭医としての法律家であるとともに、企業コンプライアンス、企業再生、高齢者福祉・財産管理、公共政策法務に習熟した専門医としての法律家である。《資料1-1-1-1参照》

資料1-1-1-1

熊本大学法科大学院の養成する人材

国民の社会生活上の医師として、まず、国民の基礎的かつ普遍的な法的ニーズに的確に対応できる能力を持つ法曹、すなわち、社会における基礎的かつ普遍的なニーズに即した法的サービスを提供することができる家庭医としての能力をもつ法曹を養成します。

さらに、家庭医としての能力に加えて、新しい法的ニーズに対応できる能力をもつ法曹、すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」という新しい分野にも対応できる専門医としての能力をもつ法曹を養成します。

(出典：本研究科ホームページ)

本研究科が養成する法律家、すなわち家庭医と専門医に共通して求められる能力は、さまざまな生活領域における法的紛争をめぐる事実関係の中から争点を設定し、その争点に即して実体法上の要件に該当する事実を発見・収集し、それに基づいて説得力のある法律構成を行い、紛争当事者又はクライアントが納得する解決・結論に導く法曹としての法理論的能力と実務基礎能力、並びに人間的・社会経済的な深い洞察力と批判的・創造的思考力である。さらに専門医としての法律家には、以上の能力に加えて、各種の法律をトータルに捉え、分析し、応用する能力が必要とされる。

このような、本研究科の教育目的である法曹を養成するためには、以上に述べた意味での法理論的能力と実務基礎能力及び人間的・社会経済的な深い洞察力と批判的・創造的思考力、さらに各種の法律をトータルに捉え、分析し、応用する能力を効果的に育成する体系的な教育活動が必要不可欠である。こうした教育活動を体系的に行う本研究科の教育体制の概要は次のとおりである。

まず、本研究科においては、30人の入学定員に対し、19人の専任教員（学内措置によるみなし専任2人を含む）が教育活動を行う、徹底した少人数教育を実施している。

30人の入学者を法理論的能力と実務基礎能力及び深い洞察力と批判的・創造的思考力をもつ法曹に育成するために、本研究科は、教育目的に適う入学者を選抜する入学選抜試験を実施している【基準6-1-2】【基準6-1-4】。

また、少人数教育の利点を活用し、一方的な講義ではなく、双方向・多方向の議論を喚起する授業を行うとともに【基準3-1-1】、入学から修了まで、学年担任制、インストラクター制などを通じてきめの細かい学習支援や生活支援の体制を整備している【基準7-1-1】【基準7-1-2】【基準7-1-3】【基準7-2-1】。

次に、教育活動の柱となる教育課程と教員組織は、以下のとおりである。

教育課程は、法律家として活動していくために求められる能力を効果的・効率的に育成するものとなっている。すなわち、法理論的能力と実務基礎能力及び深い洞察力と批判的・創造的能力、さらに専門医として各種の法律をトータルに捉え、分析し、応用する能力を涵養し、育成するために必要なカリキュラムを段階的・系統的に編成し、実施している【基準2-1-1】【基準2-1-2】【基準2-1-3】。《資料1-1-1-2参照》

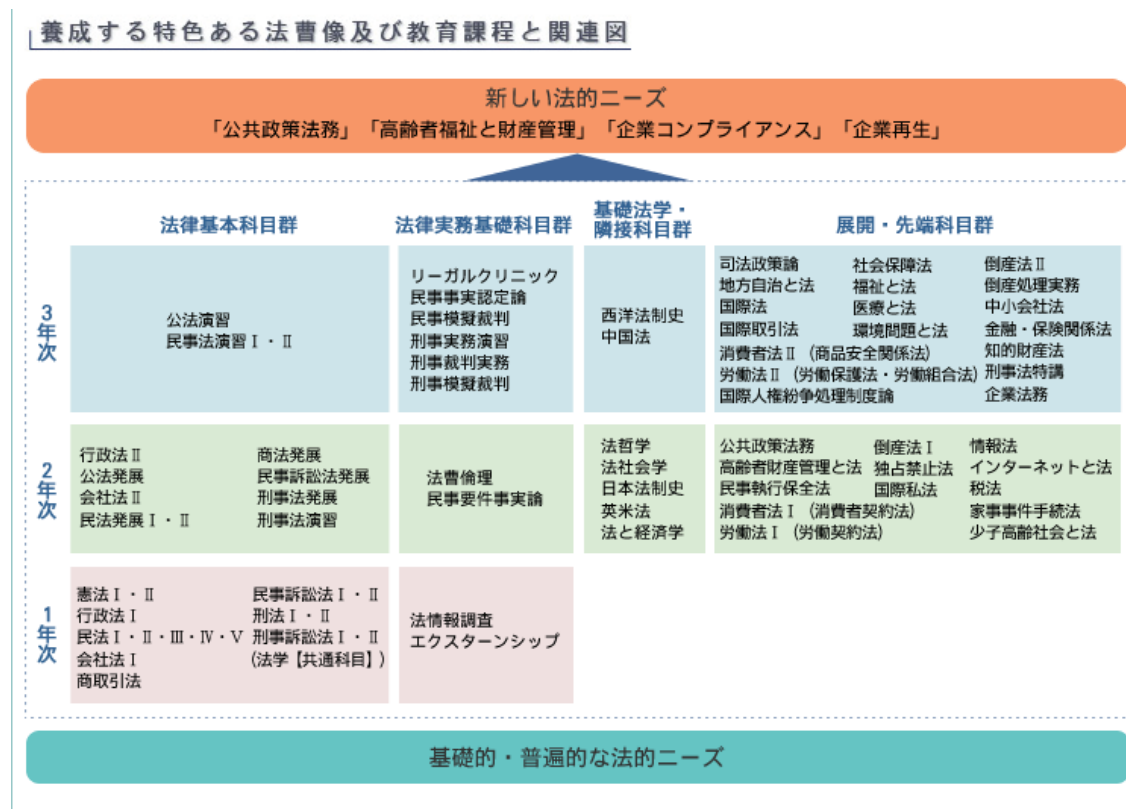
特に、理論と実務を架橋する教育を行うために、法律家としてさまざまな生活領域における法的紛争をめぐる事実関係の中から争点を設定し、その争点に即して実体法上の要件に該当する事実を発見・収集し、それに基づいて説得力のある法律構成を行い、紛争当事者又はクライアントが納得する解決・結論に導く法曹としての法理論的能力及び実務基礎能力の質の高さと深い洞察力、さらに批判的・創造的思考力をも涵養・育成することに力を入れている【基準2-1-1】【基準3-2-1】。

教員組織も、理論と実務の架橋に配慮したものとなっている。すなわち、教員自らが豊かな教育経験と実務経験をもつとともに、教育内容及び方法の改善のための研修と研究、そして不断の研究活動による知見の確保・拡充に精励することにより、法理論的にも実務的にも質の高い能力をもつ法曹の養成を可能にしている【基準5-1-1】【基準5-2-2】。本研究科のファカルティはそうした教員により適正に構成されている【基準8-1-1】【基準8-1-2】【基準8-1-3】【基準8-2-1】【基準8-2-2】【基準8-3-1】【基準8-3-2】【基準8-4-1】。

また、本研究科の成績評価及び修了認定等については、1学年2学期制の下で実施してきた絶対評価による厳格な成績評価、並びに進級及び修了認定の経験と実績を踏まえて、平成19年度から、成績評価の基準・方法を改善し、GPAの活用による成績評価と修了認定の一層の厳格化を推進している【基準4-1-1】【基準4-1-3】【基準4-2-1】。

資料1-1-1-2

養成する特色ある法曹像及び教育課程と関連図



（出典：本研究科ホームページ）

基準1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準1-1-2に係る状況)

本研究科の教育上の理念・目的は、第一に「法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育」であり、第二に「豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成すること」である。《資料1-1-2-1参照》

資料1-1-2-1

教育目標・理念

21世紀を担う法曹は、地域特有の法的ニーズに応え、同時に、日本社会のグローバルな法的諸問題の解決能力を備えたものでなければなりません。予想される「法化社会」において、法的紛争は質的に多様化・高度化し、量的にも著しく増加することになると考えられます。このため、熊本大学大学院法曹養成研究科（以下、本法科大学院という。）は、法理論教育の深化、法理論と実務を架橋する教育の実践により、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成します。

養成すべき法曹像

本法科大学院においては、国民の基礎的かつ普遍的な法的ニーズに的確に対応できる能力をもつ法曹、すなわち家庭医として社会における基礎的かつ普遍的なニーズに即した法的サービスを提供する能力をもつ法曹を養成します。

併せて、新しい法的ニーズに対応できる能力をもつ法曹、すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」という新しい法的ニーズにも対応しうる専門医としての能力をもつ法曹を養成します。

(出典：本研究科ホームページ)

第一にいう「法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹教育」とは、法律家としてさまざまな生活領域における法的紛争をめぐる事実関係の中から争点を設定し、その争点に即して実体法上の要件に該当する事実を発見・収集し、それに基づいて説得力のある法律構成を行い、紛争当事者又はクライアントが納得する解決・結論に導く法曹としての法理論的能力及び実務基礎能力とともに、深い洞察力と批判的・創造的思考力を涵養・育成する法曹養成教育を意味している。こうした法理論教育及び法理論教育と実務を架橋する教育を実現するために、本研究科の教育課程は、「法理論の基礎」、「法理論の応用」及び「実務の基礎」の3つのステージで段階的・系統的に構成・実施されている【基準2-1-1】【基準2-1-2】【基準2-1-3】。

また、本研究科が養成する法曹は、家庭医としての能力だけではなく、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」及び「企業再生」のいずれか一つの分野に習熟した専門医としての能力の育成を目的としている。これらの能力を効果的に育成するために、本研究科のカリキュラムでは、家庭医と専門医に共通する法理論教育及び法理論教育と実務とを架橋する要件事実や事実認定論などからなる科目群（法律基

本科目群・法律実務基礎科目群)を系統的に編成するとともに、専門医としての能力を育成するための履修モデルの中にそれぞれの専門分野に応じた展開・選択科目群を設定している【基準2-1-1】【基準2-1-2】【基準3-2-1】。《資料1-1-2-2参照》

特に、展開・先端科目の充実を図るために、九州大学及び鹿児島大学との教育連携に取り組んでいる。なお、平成19年度からは琉球大学も連携に参加することにより一層の充実を図った【基準2-1-2】。

第二にいう「豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成」とは、法的紛争の事案は、常に人間関係や利害関係、そして社会経済的背景などが複雑に錯綜するために、錯綜した事実関係の中からの確に争点を設定し、要件事実を発見し、法律構成し、紛争を当事者又はクライアントの納得がいくように解決していく、深い洞察力と批判的・創造的思考力を必要とするが、そうした資質を備えた法曹の養成を意味する。こうした洞察力と批判的・創造的思考力を備えた法曹養成の重要な出発点として、基礎的素養に重点を置いた入学者選抜を行っている【基準6-1-4】【基準6-1-5】。

また、入学した学生に対しては、少人数教育の利点を活かして、双方向・多方向の議論を喚起する授業を展開し、基礎法学・隣接科目、実務基礎科目などの充実を図るとともに、前述したように厳格な成績評価と修了認定を実施し、さらに学習・生活の支援体制によりきめ細かい指導に努めている【基準2-1-1】、【基準2-1-2】、【基準3-1-1】。

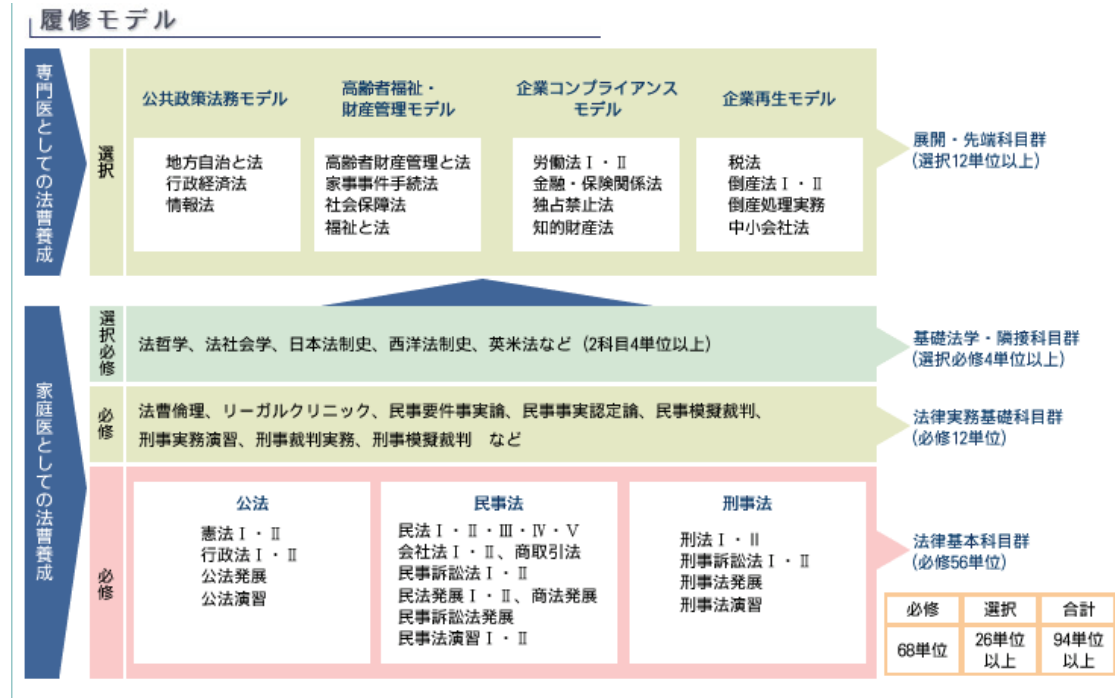
平成19年度までの修学・修了実績によると、原級留置者は漸増しているが、在籍状況は収容能力から判断して妥当であると考えられる【基準4-1-3】、【基準6-2-1】。

また、修了生の数についてみると、平成17年度(第1期修了)は既修者として入学した4人、平成18年度(第2期修了)は25人であった。修了後の進路として、第1期修了生は、4人全員が第1回新司法試験を受験し、全員が短答式試験に合格したが、最終合格者は1人であった。不合格者3人は、平成18年度法務学修生として学習を継続し、第2回新司法試験を受験した。また、第2期修了生は、2人が就職した(県立高校教員、金融関係企業)ほか、23人が第2回新司法試験に出願した。第2回新司法試験の出願者は、第1期と第2期修了生を合わせて26人であったが、このうち20人が受験し、短答式合格者は11人であった。《資料1-1-2-3、資料1-1-2-4参照》

上記の新司法試験の結果が、本研究科の教育の質と達成度の全てであるとは言えないとしても、少なからずそれらを反映しているものと深刻に受け止め、第1回新司法試験直後から、教育体制の一層の充実への取組を開始した。こうした取組の一環として、平成18年度9月に附属臨床法学教育研究センターを新設した。また、教育内容、教育方法、進級要件及び修了要件の一部見直しを行い、平成19年度からは新カリキュラムの下で教育を実施している【基準2-1-1】、【基準2-1-2】、【基準2-1-3】。

なお、司法制度改革の理念から当然のことであるが、教員の教育活動も教育課程も、司法試験のための学習に偏重した予備校的なものとはなっていない。

資料1-1-2-2



(出典：本研究科ホームページ，法科大学院案内)

資料1-1-2-3

大学院法曹養成研究科 修了生進路状況

	平成17年度		平成18年度		
	人数	比率	人数	比率	
就職(法曹)	0	0%	2	8%	教員1，金融1
新司法試験受験予定者	3	75%	23	92%	
新司法試験合格者	1	25%			
修了者	4	100%	25	100%	

資料1-1-2-4

新司法試験出願者・受験者・合格者について

	平成18年度	平成19年度
出願者	4	26
受験者	4	20
短答式合格者 (短答合格/受験者)	4 (100%)	11 (55%)
合格者 (合格者/受験者)	1 (25%)	—

2 優れた点及び改善を要する点等

《優れた点》

(1) 家庭医かつ専門医という法曹養成の目的を明確にし、段階的・系統的に編成された教育内容に基づき、双方向・多方向授業を通じて法理論と実務を架橋する少人数教育を実施している。

(2) 入学から修了まで学年担任制、インストラクター制など、きめの細かい学習支援や生活支援の体制が整備されている。

(3) 養成する法曹像を明確にし、普遍的ニーズに対応できる家庭医としての能力を有し、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、そして「企業再生」という新たな法的ニーズに対応できる専門医となるための履修モデルを提示している。

《改善を要する点》

不断に教育内容、教育方法について研究と開発に取り組み、特に本学の充実した IT 教育環境を活用した教材開発等を一層推進して、教育の質及び学習の達成度を一層高めることに努める必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

(1) 本研究科の教育課程は、家庭医としての能力に加えて、新しい法的ニーズにも応えることのできる専門医としての能力を備えた法曹を養成するために、1年次から3年次までの在学期間中に、法律学の「理論の基礎」から始めて、具体的事案への「理論の応用」を学び、さらに「実務の基礎」へとつながる展開的なカリキュラムの編成を行っている。《資料2-1-1-1参照》

資料2-1-1-1

カリキュラム

(1) 法律基本科目群

公法（憲法、行政法）、民事法（民法、商法、民事訴訟法）及び刑事法（刑法、刑事訴訟法）を中心に必修科目として開講します。この基本科目群は、1年次から3年次まで、「理論の基礎」から「理論の応用」へ、段階的・系統的に、講義と演習で編成されています。

(2) 法律実務基礎科目群

法曹として基本的に身につけておくべき責任感・倫理観を涵養するための「法曹倫理」、要件事実・事実認定の基礎を学ぶ「民事要件事実論」、「民事事実認定論」、「刑事裁判実務」などを必修科目として開講します。また、臨床教育の最後のステージに位置づけている「リーガル・クリニック」は、附属臨床法学教育研究センターで実施します。

(3) 基礎法学・隣接科目群

法の歴史的、哲学的、社会学的及び経済学的意義づけや外国法に関する知識を通じて、物事を全体的に把握する力に支えられた法的判断能力を養成するために、「日本法制史」、「法哲学」、「法社会学」、「法と経済学」、「英米法」などを選択科目として開講します。

(4) 展開・先端科目群

展開・先端科目群には、本法科大学院の特色ある教育科目群です。これらの展開・先端科目を系統的に受講することによって、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」に強い法曹を養成します。

(出典：平成19年度法科大学院学生便覧)

1 年次では、法律学の基本となる 7 科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）に関する基礎的な知識を身につけて、主に判例を素材にしながら、具体的事案を基に争点を設定し、争点を取り扱う法理論の組み立て方、そしてその具体的適用などを通じて「理論の基礎」を重点的に学習する。さらに、法律基本科目のほかに、社会人や法学部以外の法学未修者向けの「法学」、具体的事例に即して問題解決に必要な法令・判例・文献などを収集する基礎スキルを学ぶ「法情報調査」、弁護士事務所での実務を経験して学習意欲を高める「エクスターンシップ」を開設している。

2 年次では、法律基本科目に関しては、1 年次で学んだ「理論の基礎」を「理論の応用」へ展開させるため、実体法と手続法を有機的に関連させて、問題の発見、分析及び解決の能力を身につけさせる。また、法律実務基礎科目として開設する「民事要件事実論」においては、「実務の基礎」として要件事実の基礎を訓練するとともに、法曹としての責任感及び倫理観を涵養するための「法曹倫理」を他の授業科目を学ぶための共通の視座を与える科目として開設する。さらに、基礎法学・隣接科目を学ぶことによって、法の背景にある社会的事実や社会・人間の価値原理を理解させるとともに、社会に生起する先端的領域における法律問題に気づかせ、それに法的にどのように対応すべきかを考えさせる。加えて、展開・先端科目群では、3 年次にかけて専門医としての法曹に必要な法的知識を学ばせることとしている。

3 年次では、2 年次に学んだ実体法と手続法を有機的に関連させた問題の発見、分析及び解決の能力を踏まえて、理論と実務を架橋するために要件事実や事実認定の基礎的部分を実務導入教育として行い、実務を志向した基礎的な技術・能力を身につけさせる。このため、平成 19 年度から、法律実務基礎科目の中に実務基礎演習を再編した「民事事実認定論」、「民事模擬裁判」、「刑事裁判演習」、「刑事裁判実務」及び「刑事模擬裁判」を配置した。また、学生が実際にさまざまな法的問題を抱えたクライアントと接し、そこで弁護士がどのように仕事を進めていくのか、法律家の心構えや考え方、責任の捉え方などを学ぶ「リーガル・クリニック」を臨床教育の総仕上げの科目として附属臨床法学教育研究センターにおいて実施する。

（2）本研究科では、実務上生起する問題を合理的に解決する法理論教育を中心としつつ、要件事実や事実認定の基礎についても実務教育の導入部分として重視し、体系的な法理論を基調として実務との架橋を強く意識した、プロセスとしての法曹養成に特化した教育を行っている。したがって、本研究科が養成しようとする人材像は、法学基礎教育を基調とする法学部教育が養成する人材像とは全く異なっており、本研究科の授業科目を法学部学生が履修することはない。

また、法学部は、社会のさまざまな分野における課題を発見・分析し、これを法的、あるいは政策的に解決できる能力を育成することを教育目標としており、法学コースと公共政策コースの 2 つのコースを設け、特に前者においては法科大学院進学希望者向けの基本法学クラスと企業法務担当希望者向けの企業法学クラスを設けている《資料 2-1-1-2 参照》。しかし、本研究科の入試制度においては、2 年短縮コースの入試を含めて公平性・開放性・多様性の確保という理念に沿って実施しており、本学法学部の学生を優待する要素は全くない。本法科大学院の 2 年短縮コースの入学試験問題の作成に当たっても、あらかじめ法学部の定期試験問題を調査し、同一の問題が出題されないように特に注意を払っている。【解釈指針 2-1-1-1】

法学部のコース別教育
法学コース 法学コースでは、法曹として、あるいは私法的知識をもって主に民間企業で活躍することを希望する学生に必要な教育を行います。そのために、法学コースには、将来の法曹に不可欠な法的な知識や考え方を徹底させる基本法学クラスと、企業法務など民間企業における私法的知識と実践の教育を行う企業法学クラスを設けます。 公共政策コース 公共政策コースでは、政策形成能力をもって主に公務員などとして活躍することを希望する学生に必要な教育を行います。 (出典：法学部便覧)

基準 2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

(1) 法律基本科目

本研究科では、法律基本科目について、1 年次から 3 年次にわたり、「理論の基礎」から「理論の応用」へと段階的・系統的に編成している。「理論の基礎」を学ぶ科目として、「憲法Ⅰ」・「憲法Ⅱ」，「行政法Ⅰ」・「行政法Ⅱ」，「民法Ⅰ」から「民法Ⅴ」まで，「会社法Ⅰ」・「会社法Ⅱ」・「商取引法」，「民事訴訟法Ⅰ」・「民事訴訟法Ⅱ」，「刑法Ⅰ」・「刑法Ⅱ」，「刑事訴訟法Ⅰ」・「刑事訴訟法Ⅱ」を開設しており、すべて必修科目である。また、「理論の応用」を学ぶ科目として、「公法発展」，「民法発展Ⅰ」・「民法発展Ⅱ」，「商法発展」，「民事訴訟法発展」，「刑事法発展」，「公法演習」，「民事法演習Ⅰ」・「民事法演習Ⅱ」，「刑事法演習」を開設しており、すべて必修科目である。《別添資料：シラバス 19 参照》【解釈指針 2-1-2-1】

(2) 法律実務基礎科目

本研究科は、理論と実務を架橋するプロセスとしての教育を重視しており、実務家教員との連携により臨床法学の教育と研究を専門的に担う附属臨床法学教育研究センターを設置するとともに、「実務の基礎」を学ぶ科目を特に厚く編成している。「法曹倫理」，「リーガル・クリニック」，「民事要件事実論」，「民事事実認定論」，「民事

模擬裁判」，「刑事実務演習」，「刑事裁判実務」，「刑事模擬裁判」を必修科目とし、また、「法情報調査」，「エクスターンシップ」を選択科目として、開設している。

【解釈指針 2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目

質の高い法曹となるためには、実定法に関する十分な知識の習得とともに、法に関する全体的・根元的な理解を深めることが望まれる。基礎法学・隣接科目は、法律専門家にふさわしい豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、批判的な考察力、柔軟な思考力、総合的な把握力に支えられた法的価値判断能力を養成するための科目であり、「法哲学」，「法社会学」，「日本法制史」，「西洋法制史」，「英米法」，「中国法」及び「法と経済学」を選択必修科目として開設している。【解釈指針 2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目は、専門医としての法曹になるための、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な法的知識を習得させ、トータルな視点からの思考力を育成するための科目である。本研究科では、専門医としての法曹，すなわち、「公共政策法務」，「高齢者福祉と財産管理」，「企業コンプライアンス」及び「企業再生」に習熟した法曹を養成することを目的としており、31 科目を選択必修科目として開設している。《別添資料便覧 19 参照》《別添資料シラバス 19 参照》

特に、九州大学・鹿児島大学・琉球大学の法科大学院との教育連携によって、展開・先端科目の教育内容の充実が図られている。《資料 2-1-2-1 参照》【解釈指針 2-1-2-4】

(5) 以上のように、本研究科においては、1 年次から 3 年次までの在学期間中に、「理論の基礎」から始めて、「理論の応用」，さらに「実務の基礎」へとつながる、理論と実務の架橋を強く意識したプロセスとしての法曹養成を実践しており、司法試験を意識した教育内容とはなっていない。また、内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の授業科目として開設されているような状況は存在しない。【解釈指針 2-1-2-5】

資料 2-1-2-1

4 大学教育連携協定による授業科目

1. 九州大学から提供される科目

① 基礎法学・隣接科目群

法と経済学

② 展開・先端科目群

企業法務，消費者法Ⅱ（商品安全関係法），民事執行保全法，インターネットと法，エクスターンシップ（単位互換科目）

2. 鹿児島大学から提供される科目

エクスターンシップ（単位互換科目）

3. 琉球大学から提供される科目

エクスターンシップ（単位互換科目）

2. 4 法科大学院の共同開講科目

○ 展開・先端科目群

少子高齢社会と法，司法政策論

（出典：4 大学教育連携による開講科目パンフレット）

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

(1) 法律基本科目

法律基本科目として、公法系科目 6 科目 12 単位 (必修)、民事系科目 16 科目 32 単位 (必修)、刑事系科目 6 科目 12 単位 (必修) を開設している。

この法律基本科目は 1 年次には 14 科目 28 単位、2 年次には 9 科目 18 単位、3 年次には 6 科目 12 単位をそれぞれ配当している。《別紙様式 1 参照》《別添資料：2-1 参照》《別添資料：シラバス 19 参照》【解釈指針 2-1-3-1】

(2) 法律実務基礎科目

従来、法律基本科目として開設していた「民事実務基礎演習Ⅰ」・「民事実務基礎演習Ⅱ」及び「刑事実務基礎演習Ⅰ」・「刑事実務基礎演習Ⅱ」(4 科目 8 単位) は、平成 19 年度からの新カリキュラムでは、法律実務基礎科目の中に、「民事要件事実論」・「民事事実認定論」・「民事模擬裁判」・「刑事実務演習」・「刑事裁判実務」・「刑事模擬裁判」(6 科目 8 単位) の必修科目として再編成した。

また、①法曹としての責任感や倫理観を涵養する「法曹倫理」(2 単位)、②要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として「民事要件事実論」(2 単位)・「民事事実認定論」(1 単位)・「民事模擬裁判」(1 単位)、③事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として「刑事実務演習」(2 単位)・「刑事裁判実務」(1 単位)・「刑事模擬裁判」(1 単位)、④「リーガル・クリニック」(2 単位) の計 12 単位を必修科目として開設している。

これらの必修科目のほか具体的事例に即して法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法の習得のために「法情報調査」(2 単位)、弁護士事務所での実務を体験し、学習意欲を高める「エクスターンシップ」(1 単位) を選択科目として開設している。

法律基礎科目は、1 年次に 2 科目 3 単位、2 年次に 2 科目 4 単位、3 年次に 6 科目 8 単位をそれぞれ配当している。

なお、公法系の訴訟実務に関する授業内容は、展開・先端科目として開設している「公共政策法務」の中で取り扱っている。【解釈指針 2-1-3-2】

(3) 基礎法学・隣接科目

本研究科では、基礎法学・隣接科目として、「法哲学」、「法社会学」、「日本法制史」、「西洋法制史」、「英米法」、「中国法」及び「法と経済学」の 7 科目 14 単位を開設し、4 単位以上を選択必修としている。基礎法学・隣接科目は 2 年次に 5 科目 10 単位、3 年次に 2 科目 4 単位をそれぞれ配当している。【解釈指針 2-1-3-3】

(4) 展開・先端科目

本研究科では、展開・先端科目として「公共政策法務」、「高齢者財産管理と法」、「倒産法Ⅰ」・「倒産法Ⅱ」、「労働法Ⅰ」・「労働法Ⅱ」など 31 科目 62 単位を開設しており、12 単位以上を選択必修としている。展開・先端科目は、2 年次に 13 科目 26 単位、3 年次に 18 科目 36 単位をそれぞれ配当している。なお、展開・先端科目につい

ての選択の幅は、九州大学、鹿児島大学、琉球大学との教育連携を通じてさらに広がっている。【解釈指針 2-1-3-4】

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

(1) 本研究科では、前学期(4月1日から9月30日まで)と後学期(10月1日から3月31日まで)の2学期制の下で、各学期15週の授業を実施している。設置基準では、学生は各学期に18単位まで履修できるので、学生は1日当たり平均2コマの授業を履修することになる。1コマ2単位の授業に、学生は4時間の予習・復習の時間が必要とされるため、1日2コマ4単位の授業の場合、毎日8時間の予習・復習の時間が必要となる。本研究科の授業時間は1コマ90分であるから、1日2コマの授業では、授業時間が3時間、予習・復習時間が6時間で合計9時間の学習時間が必要となり、それは授業時間割の編成において十分に確保できている。なお、期末試験は15回の授業終了後に実施している。《資料 2-1-4-1 参照》【基準 2-1-4】

資料 2-1-4-1

刑法 I の授業計画	
第 1 回	序論；刑法の目的・機能，罪刑法定主義
第 2 回	刑法の適用範囲
第 3 回	不作為犯
第 4 回	因果関係
第 5 回	違法性，違法性阻却，正当行為
第 6 回	正当防衛
第 7 回	緊急避難
第 8 回	責任能力・原因において自由な行為
第 9 回	故意（1）・事実の錯誤
第 10 回	故意（2）・違法性の意識・違法性の錯誤
第 11 回	過失
第 12 回	未遂犯
第 13 回	共犯
第 14 回	罪数
第 15 回	全体のまとめ
(出典：平成 19 年度法科大学院シラバス 刑法 I)	

(2) 「リーガル・クリニック」(2 単位)は実習科目として、毎週 2 コマ連続で 15 週、30 回実施している。また、「エクスターンシップ」(1 単位)は、事前ガイダンス 2 日間(6 コマ)，法律事務所研修 5 日間(9 時から 17 時まで)，事後研修 2 日間(6 コマ)として実施している。《資料 2-1-4-2，2-1-4-3 参照》【基準 2-1-4】

資料 2-1-4-2

リーガル・クリニック実施実績

第 1，2 回	ガイダンス	エクスターンシップと共通 特に守秘義務について
---------	-------	----------------------------

第 3, 4 回	法律相談の概要	
第 5, 6 回	法律相談の概要	
第 7, 8 回	クリニック（法律相談, 意見書作成）	
第 9, 10 回	クリニック （法律相談, 記録検討, 訴状検討）	法人格否認
第 11, 12 回	クリニック （前回事案について, 訴状検討）	同上
第 13, 14 回	クリニック（法律相談）	交通事故
第 15, 16 回	クリニック（法律相談）	貸金
第 17, 18 回	クリニック （法律相談及び内容証明起案）	雇い止め, 診療費
第 19, 20 回	クリニック （記録検討, 打合せ, 答弁書検討）	公正証書と訴えの利益
第 21, 22 回	クリニック（法律相談） 債権者説明会傍聴	同上
第 23, 24 回	クリニック（法律相談と事案検討）	株主総会決議無効
第 25, 26 回	クリニック （前回相談事案について検討）	同上
第 27, 28 回	クリニック （記録検討, 打合せ, 準備書面検討）	公正証書と訴えの利益
第 29, 30 回	クリニック（法的対応手段の検討） まとめ	株主総会決議無効
（出典：平成 18 年度リーガルクリニック実績）		

資料 2-1-4-3

エクスターンシップ実施実績

第 1, 2 回	ガイダンス（事案の検討を含む）
第 3, 4 回	事案の解説, 守秘義務等大学院の義務について講義
第 5, 6 回	法律相談のビデオを見る。法律相談の解説
第 7, 8 回	弁護士の技能等について解説
第 9, 10 回	法律相談立ち会いとその内容について検討
第 11, 12 回	口頭弁論期日傍聴, 打合せ立ち会い
第 13, 14 回	簡裁 口頭弁論期日傍聴
第 15, 16 回	打合せ立ち会い
第 17, 18 回	資料検討（係争中の事件の争点について, 検討結果報告書を作成）
第 19, 20 回	資料検討（係争中の事件の争点について, 検討結果報告書を作成）
第 21, 22 回	記録検討
第 23, 24 回	証人尋問傍聴
第 25, 26 回	刑事事件の公判を傍聴
第 27, 28 回	弁論準備手続き期日傍聴
第 29, 30 回	起案（法律相談を行い, それについての回答を起案する） エクスターンシップについての報告会
（出典：平成 18 年度エクスターンシップ実績）	

(3) 休講となった授業については必ず補講を行い、15 週の授業時間の確保を図っている。《資料 2-1-4-4 参照》【基準 2-1-4】

資料 2-1-4-4

平成 18 年度休講・補講状況		
科目名	休講日	補講日
前 学 期		
インターネットと法	4 月 4 日 (5 限)	4 月 8 日 (2 限)
社会保障法	4 月 20 日 (3 限)	7 月 11 日 (3 限)
公法総合Ⅲ	5 月 23 日 (2・4 限)	7 月 26 日 (4・5 限)
労働法Ⅱ	6 月 5 日 (2 限)	6 月 12 日 (3 限)
高齢者財産管理と法	6 月 19 日 (3 限)	6 月 20 日 (4 限)
高齢者財産管理と法	7 月 24 日 (3 限)	7 月 26 日 (3 限)
後 学 期		
公法総合Ⅱ	10 月 6 日 (2・4 限)	10 月 10 日 (3・5 限)
労働法Ⅰ	10 月 16 日 (2 限)	1 月 22 日 (5 限)
医療と法	10 月 19 日 (2 限)	11 月 1 日 (2 限)
法と経済学	10 月 25 日 (1 限)	12 月 20 日 (4 限)
法政策学	11 月 14 日 (5 限)	11 月 7 日 (4 限)
法政策学	12 月 6 日 (5 限)	12 月 12 日 (4 限)
法政策学	1 月 9 日 (5 限)	1 月 16 日 (4 限)
公法Ⅰ	1 月 25 日 (2 限)	1 月 10 日 (2 限)
(出典：平成 18 年度の休講・補講届)		

2 優れた点及び改善を要する点等

《優れた点》

(1) 本研究科は、家庭医としての法曹のみならず、専門医としての法曹養成を教育目的としたカリキュラム編成をしている。とりわけ、専門医については、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」のいずれかの分野に習熟した専門医を養成するために、2 年次から展開・先端科目を 31 科目 62 単位開設している。

(2) 本研究科は、附属臨床法学教育研究センター（ローセンター）を設置して、理論と実務を融合した臨床法学教育の実践と教育方法の開発に取り組んでいる。同センターに併置した熊本リーガル・クリニック（法律事務所）において、学生は、本研究科の専任の実務家教員の指導の下に「リーガル・クリニック」を履修し、生の事案や事件・記録に接しながら法理論の応用と実務技能を学んでいる。また、同法律事務所は、「エクスターンシップ」も実施しており、このように「実務の基礎」教育を実践している。

(3) 本研究科は、当初の九州大学と鹿児島大学の法科大学院との 3 法科大学院教育連携に、平成 18 年 11 月に琉球大学法科大学院を加えて、さらに拡大した 4 法科大学院教育連携を通じて、展開・先端科目の一層の充実を図っている。この教育連携によって、履修選択の幅が広がるだけでなく、学習意欲の向上など、高い教育効果が得られている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本研究科は、学生定員 30 人に対して専任教員定員 21 人（5月1日現在2人欠員）という徹底した少人数教育を特徴としており、そこではこの特長を活かした、教員及び学生相互に双方向的・多方向的な議論を取り入れた密度の高い授業を実践している。このことから、一の授業科目について同時に授業を行う学生数については、必修科目を含むすべての授業科目において適切に維持されていると言える。《資料3-1-1-1参照》【解釈指針3-1-1-1】

資料3-1-1-1

各学年の学生数（休学者を除く）				
	1年次生	2年次生	3年次生	在籍者数
平成16年度	29(1)	4	—	34
平成17年度	33(3)	27	4	67
平成18年度	35(6)	29	26(1)	97
平成19年度	27(16)	23	29(2)	97
()書きは、休学者の数で内数。 (法科大学院学生数(平成19年5月1日現在))				

本研究科は、九州大学、鹿児島大学及び琉球大学の法科大学院との教育連携による遠隔授業（インターネット授業）を多数開設しているが、同時に授業を受ける学生数については適切に維持されている。また、他専攻の学生及び科目等履修生にも本研究科の履修を認めているが、これまでのところ実績はない。《別紙様式1、資料3-1-1-2、資料3-1-1-3参照》【解釈指針3-1-1-2】【解釈指針3-1-1-3】

資料3-1-1-2

平成18年度の各授業科目の受講者数						
	1年次クラス		2年次クラス		3年次クラス	
	公法Ⅰ	35	公法総合Ⅰ-1	14	公法総合Ⅲ-1	13
	民法Ⅰ	35	公法総合Ⅰ-2	15	公法総合Ⅲ-2	13
	民法Ⅱ	35	民法発展Ⅰ-1	14	民事法総合Ⅰ-1	13
	民事訴訟法Ⅰ	35	民法発展Ⅰ-2	15	民事法総合Ⅰ-2	13
	刑法Ⅰ	35	商法発展Ⅰ-1	14	民事実務基礎演習Ⅱ-1	13
	法情報調査	35	商法発展Ⅰ-2	15	民事実務基礎演習Ⅱ-2	13

前 学 期			民事訴訟法発展Ⅰ-1	14	刑事実務基礎演習Ⅰ-1	13
			民事訴訟法発展Ⅰ-2	15	刑事実務基礎演習Ⅰ-2	13
			刑事法発展Ⅰ-1	14	法曹倫理	26
			刑事法発展Ⅰ-2	15	エクスターンシップ	26
			法情報調査	2	西洋法制史	0
			日本法制史	14	地方自治と法	25
			英米法	20	国際法	0
			専門分野基礎	29	中小会社法	14
			高齢者財産管理と法	18	金融・保険関係法	2
			家事事件手続法	18	倒産法	6
			インターネットと法	9	知的財産法	17
			税法	27	労働法Ⅱ	10
					国際取引法	3
					消費者法Ⅱ	2
					社会保障法	7
後 学 期	公法Ⅱ	33	公法総合Ⅱ-1	14	民事法総合Ⅱ-1	13
	民法Ⅲ	32	公法総合Ⅱ-2	15	民事法総合Ⅱ-2	13
	民法Ⅳ	32	民法発展Ⅱ-1	14	刑事実務基礎演習Ⅱ-1	13
	民法演習-1	16	民法発展Ⅱ-2	15	刑事実務基礎演習Ⅱ-2	13
	民法演習-2	16	民事実務基礎演習Ⅰ-1	14	リーガル・クリニック	1
	商法Ⅰ	33	民事実務基礎演習Ⅰ-2	15	法政策学	3
	商法Ⅱ	32	刑事法総合-1	14	中国法	0
	民事訴訟法Ⅱ	34	刑事法総合-2	15	行政救済法	23
	刑法Ⅱ	33	法哲学	10	国際人権紛争処理制度論	0
	刑事訴訟法	32	法社会学	10	倒産処理実務	6
			法と経済学	5	医療と法	7
			公共政策法務	19	福祉と法	7
			民事救済法	34	環境問題と法	6
			情報法	5	企業法務	16
			消費者法Ⅰ	7		
			独占禁止法	6		
			労働法Ⅰ	15		
			国際私法	7		
			倒産法Ⅰ	3		
			エクスターンシップ(鹿大)	1		
			子どもをめぐる法律問題演習	13		
* 網掛けは必修科目。						
(授業別受講者数)						

資料 3 - 1 - 1 - 3

3 大学教育連携における遠隔授業						
	区分	開講 大学	科目名	熊大 受講者	鹿大 受講者	九大 受講者
平成 16 年度	兼任(Net)	九大	インターネットと法	1	0	12
	兼任(Net)	九大	法と経済学	0	—	3
	兼任	九大	民事救済法	4	0	0

	単位互換 (Net)	鹿大	子供をめぐる法律問題演習	0	0	0
	単位互換	鹿大	エクスターン・シップ	0	0	—
平成 17 年度	兼任 (Net)	九大	インターネットと法	4	—	24
	兼任 (Net)	九大	法と経済学	9	—	9
	兼任	九大	民事救済法	20	—	5
	単位互換 (Net)	鹿大	子供をめぐる法律問題演習	10	0	2
	単位互換	鹿大	エクスターン・シップ	1	1	—
	単位互換 (Net)	熊大	日本法制史	25	4	—
	兼任 (Net)	九大	インターネットと法	9	7	79
平成 18 年度	兼任 (Net)	九大	法と経済学	5	—	9
	兼任	九大	民事救済法	30	12	32
	兼任 (Net)	九大	企業法務	17	—	64
	兼任 (Net)	鹿大	法政策学	4	19	—
	単位互換 (Net)	鹿大	子供をめぐる法律問題演習	13	6	5
	単位互換	鹿大	エクスターン・シップ	1	6	—
	単位互換 (Net)	熊大	日本法制史	14	4	—
	単位互換 (Net)	熊大	環境問題と法	6	—	3
(履修登録者数)						

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

本研究科の法律基本科目群の授業は、平成 19 年度入学者から、原則として、1 学年 (30 人) を 1 クラスとして授業を行っている。それ以前は 1 学年 2 クラス制 (習熟度別によるクラス編成) を実施していたが、授業の活性化を考慮してクラス分けは廃止した。このような授業形態は教員及び受講者相互に双方向的・多方向的な密度の高い教育を行うのにふさわしいものといえる。《別紙様式 1, 資料 3-1-2-1 参照》【解釈指針 3-1-2-1】

資料 3-1-2-1

平成 18 年度法律基本科目の受講者数						
	1 年次クラス		2 年次クラス		3 年次クラス	
前期	公法 I	35	公法総合 I-1*	14	公法総合Ⅲ-1	13
	民法 I	35	公法総合 I-2*	15	公法総合Ⅲ-2	13
	民法 II	35	民法発展 I-1*	14	民事法総合 I-1	13
	民事訴訟法 I	35	民法発展 I-2*	15	民事法総合 I-2	13
	刑法 I	35	商法発展 I-1*	14	民事実務基礎演習 II-1	13
			商法発展 I-2*	15	民事実務基礎演習 II-2	13
			民事訴訟法発展 I-1*	14	刑事実務基礎演習 I-1	13
			民事訴訟法発展 I-2*	15	刑事実務基礎演習 I-2	13
			刑事法発展 I-1*	14		
			刑事法発展 I-2*	15		
後期	公法 II	33	公法総合 II-1*	14	民事法総合 II-1	13
	民法 III	32	公法総合 II-2*	15	民事法総合 II-2	13

学 期	民法Ⅳ	32	民法発展Ⅱ-1*	14	刑事実務基礎演習Ⅱ-1	13
	民法演習-1	16	民法発展Ⅱ-2*	15	刑事実務基礎演習Ⅱ-2	13
	民法演習-2	16	民事実務基礎演習Ⅰ-1*	14		
	商法Ⅰ	33	民事実務基礎演習Ⅰ-2*	15		
	商法Ⅱ	32	刑事法総合-1*	14		
	民事訴訟法Ⅱ	34	刑事法総合-2*	15		
	刑法Ⅱ	33				
	刑事訴訟法	32				
(法律基本科目群の受講者数)						

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 本研究科においては、法曹としての活動に必要な不可欠な専門的な法的知識を学生に修得させるために、1年次から3年次までの3年間で、「理論の基礎」から始めて、「理論の応用」、さらに「実務の基礎」へとつながる段階的・系統的な教育カリキュラムを編成している。

「理論の基礎」のステージにおいては、法律基本科目の中で、主に判例を基礎にした具体的な事案を素材として、法の基本的な原則・概念を理解し、法的思考力の基礎を習得する。

「理論の応用」のステージにおいては、法律基本科目や展開・先端科目について、教員と学生の間での双方向的な質疑応答の授業や、学生間の議論を踏まえた多方向的な授業方法によって、実務上生起することが想定される判例を参考にした、より詳細な設例や関連判例を素材として、批判的検討力、創造的思考力を涵養する。

「実務の基礎」のステージにおいては、法律実務基礎科目として開設する、ロイヤリング、模擬裁判、法律相談を取り入れた授業により要件事実や事実認定の基礎を学び、具体的な事案や従来みられなかった新たな事案に的確に対応することのできる能力を習得する。《別添資料シラバス 19 参照》【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】

以上のような3つのステージからなるカリキュラムを編成して法曹養成教育を行っているが、特に法律基本科目では双方向・多方向の討論を取り入れた授業に力を入れている。双方向的・多方向的な授業は、授業科目の特性や教育の段階に応じたさまざまな形で行う。例えば、1年次における双方向的な授業は、講義を基本と

しつつも、あらかじめシラバスやレジュメで提示された判例・資料について、法的な基本概念の確認、判例における事実関係の分析などを中心として展開される。この段階では、教員の質問にいかにか的確に答えるかを通じて、自分の見解をまとめ、事例に当てはめて表現する力を涵養する。2年次以上では、より具体的な（場合によっては仮定の）事例に対して、これまで学んだ知識を総動員して、解決方法を示すための見解を表明し、あるいは、その見解に対する学生相互の議論を通じて、相手に対する説得力を涵養している。《資料3-2-1-1参照》【解釈指針3-2-1-3】

資料3-2-1-1

授業における事例（民事訴訟法Ⅰ）					
科目	民事訴訟法Ⅰ	担当者	松原 弘信	第4回 全15回	訴訟上の代理人，訴えの 類型
事例（授業内容）					
- 原告Xは有限会社Yに対して売買代金等の支払請求訴訟を提起し、訴え提起の際に登記簿上の代表取締役であるAをYの代表者として訴状を記載したところ、口頭弁論期日にAから委任を受けた訴訟代理人が出頭し、Aが登記は偽造のものであると主張した。原審では、Aは取締役・代表取締役に選任されてはいるが就任を承諾していないとして本件訴えは不適法であるとして却下した。これに対し、Xは上告し、会社の代表者を確定するためには民法109条等の表見法理の規定によりAの代表権限を認めるべきであると主張した。Aの主張は認められるべきか。 - 甲地の所有者であるXは、隣接する乙地の所有者であるYに対し、両地の境界の画定を求めて境界画定の訴えを提起した。Yは、両地の境界はAの線である旨主張し、第一審は境界はAの線であると判決し、Xのみが控訴したところ、控訴審は、両地の境界は第一審判決よりも控訴しないBにさらに有利なBの線であると認定した。このような不利益変更禁止原則に反する認定は許されないか。					
要点 (1) 法定代理人と訴訟代理人とはいかなる共通点と相違点があるか？ (2) 法人の代表者に実体法上の表見法理の類推適用が認められるか？ (3) 弁護士法25条違反の訴訟行為はいかなる効力を有するか (4) 訴えの基本3類型とは何か？それぞれどのような特質を有するか。 (5) 訴えの基本3類型においてそれぞれの請求認容・請求棄却判決にいかなる判決の効力が生じるか？ (6) 境界確定の訴えは、いかなる訴えの類型で、どのような法的性質を有するか？ (7) 境界確定の訴えにおいて処分権主義、弁論主義が適用されるか？					
（出典：平成19年度シラバス 民事訴訟法Ⅰ）					

「リーガル・クリニック」は本研究科附属臨床法学教育研究センター（熊本リーガル・クリニック法律事務所併設）において実施している。「リーガル・クリニック」においては、関連法令の遵守、守秘義務、法曹倫理に関してガイダンスを行い守秘義務の遵守については誓約書の提出を義務付けている。違反行為をした場合には退学を含む懲戒処分に対応すると共に、学生には法科大学院生教育研究賠償責任保険への加入を義務付けている。《資料3-2-1-2参照》【解釈指針3-2-1-4】

誓 約 書

平成 年 月 日

熊本大学大学院法曹養成研究科長 殿

住 所 〒
氏 名

印

私は、熊本大学大学院法曹養成研究科（以下、「本法科大学院」という）が実施する実務基礎科目であるリーガルクリニックを受講するに当たって、以下のとおり誓約します。

- 1 リーガルクリニックを受講するについては、指導担当弁護士の指示と監督に全面的に服するとともに、守秘義務、利害相反を避ける義務、その他弁護士が依頼者・相談者に対して負っている義務を弁護士と同様に遵守することを誓約します。
- 2 守秘義務について、リーガルクリニックを通して知り得た秘密やプライバシーに関する情報（以下、「秘密情報」という）を他に漏らし又は利用しないとともに、不注意からこれが漏れることがないようにする義務があることを確認し、特に以下のような行為は行いません。
 - (1) 形式の如何を問わず、又は相手を問わず、事件の話をする。
 - (2) 記録はもとより、事件の関係者が特定され得る形で事件の内容を記載した文書、コピー、フロップイ、CD及びUSBなどを事務所外に持ち出す。
 - (3) インターネットを利用した情報の伝達手段（ブログへの掲載、掲示板への書き込み）に事案の内容を記載する。
- 3 利害相反を避ける義務について、事件の依頼者・相談者又はその相手方との間で、特別な関係があることが判明したときは、直ちに指導担当弁護士にその内容を告げて対応を相談します。
- 4 法科大学院の学生に過ぎないことを自覚し、次のような行為は行いません。
 - (1) 依頼者や事件の関係者から金品を受領すること。
 - (2) 弁護士の了解を得ることなく、事件についての法的な判断を示すこと。また、事件の受任・不受任の判断を示すこと。弁護士報酬額を示すこと。
 - (3) 弁護士の了解を得ることなく、依頼者や事件の関係者に連絡をすること。
- 5 本誓約書記載の誓約事項について、リーガルクリニックが実施される期間だけでなく、その終了後においても継続してこれを遵守する義務があることを確認します。
- 6 以上の各条項に違反したことにより、依頼者や事件の関係者、本法科大学院、指導弁護士及び指導弁護士所属事務所に損害が生じたときは、私の責任をもってこれを賠償します。
また、熊本大学から退学処分を含む懲戒処分を受ける可能性があることを承認します。

(出典：本法科大学院の誓約書)

「エクスターンシップ」は事前ガイダンス（2日間）、法律事務所研修（5日間）、事後研修（2日間）で構成し実施している。本研究科研究者教員1名と実務家科教員1名が「エクスターンシップ」担当となり、研修内容を決め、さらに、熊本弁護士会所属弁護士（元会長）1名が加わり学生の研修先を決めている。事前ガイダンスでは、学生は研修先、依頼者、事件の関係者から金品を受領してはならないことを厳しく指

導しており、守秘義務についての誓約書の提出を義務付けている。

成績評価に関しては、「エクスターンシップ」担当の研究者教員と実務家教員が共同して研修先の弁護士から提出される「評価報告書」、参加学生から提出される「研修報告書」、及び事後研修で行われる基礎実務に関する試験結果を総合判断して、成績評価を行っている。

平成 19 年度夏季に実施を予定している「エクスターンシップ」からは、新規に導入したグループウェア（ファーストクラス）を利用して、研修先の弁護士と情報を共有して、さらに教育効果を高めることにしている。《資料 3-2-1-3、資料 3-2-1-4、資料 3-2-1-5 参照》【解釈指針 3-2-1-4】

資料 3-2-1-3

エクスターンシップ・ガイダンス	
1	講義の内容
第 1 時限	エクスターンシップのガイダンス（事案の検討を含む）
第 2 時限	（とくに熊本という地方都市における）弁護士と弁護士会
	（1）弁護士の本質は自由である。
	弁護士における自由と統制
	① 弁護士のイメージ
	② 弁護士の自由と自治
	③ 弁護士の制約
	（2）弁護士の現状
	① 弁護士を取り巻く環境
	② 熊本の状況
	③ 弁護士の共同化、専門化
第 3 時限	弁護士に求められる実務的知識と技能
第 4 時限	法律相談
第 5 時限	法的分析と紛争解決方法の選択
第 6 時限	法的コミュニケーションを考える
2	エクスターンシップの方法
	エクスターンシップが単なる見学に止まっては十分な教育効果を上げることは出来ない。教育効果を上げるためには、法律相談や書面作成などへの学生の主体的関与が求められる。そのための指針（成績評価方法を含む）を本研究科から派遣先の担当弁護士に示し、出来る限り統一かつ効果的な実施を図る。
3	エクスターンシップ報告書（要点）
	（1）担当弁護士名
	（2）エクスターンシップ期間中に、とくに印象に残った体験、経験又は検討した事件ないし手続きがありますか。
	（3）なぜ、それが印象に残っていますか。
	（4）そこで、あなたは何をしましたか。
	（5）上記体験等を含め、エクスターンシップ期間中、あなたが疑問に思ったことがありますか。
	（6）エクスターンシップ期間中、あなたがとくに発見ないし気付いたことがありますか。
	（7）エクスターンシップから学んだことは何ですか。
	（8）その他良かった点、悪かった点、今後の改善策など意見がありますか。

4 学生の地位と義務

(1) エクスターンシップに参加する学生の法的地位

エクスターンシップに関わる学生は、あくまでも指導担当弁護士の補助者として事件の処理に関与できるだけである。学生がどこまで事件処理に関与できるかは、指導弁護士の判断、依頼者の同意、その他裁判所や相手方、相手方代理人など関係者の同意に基づくことになる。

(2) エクスターンシップを担当する学生の義務

学生は、守秘義務と利害相反を避ける義務、その他弁護士の職務上の義務を、弁護士に対して負っている。

学生は、弁護士の補助者という立場で依頼者や相談者に接することになる。したがって、直接に依頼者や相談者に対して契約上の義務を負う関係にはならない。但し、不法行為責任は別であることに注意。

他方、弁護士は依頼者や相談者に対して、守秘義務と利害相反を避ける義務、その他職務上の義務を負っている。学生と弁護士の関係では、弁護士の補助者としてリーガル・クリニックを指導し、指導を受けるという契約関係上の義務として、学生は、弁護士が依頼者・相談者に対して負っている義務を遵守する義務を負っている。

そもそも守秘義務や利害相反を避ける義務は弁護士の基本的義務であって、それが守れない者には弁護士ないしは法曹としての適格性がないことを肝に銘じておくべきである。

(3) 守秘義務についての注意点

守秘義務は、積極的に他人の秘密を漏らすことだけでなく、不注意から人の秘密や情報が漏れることもないように求めていることに注意すること。

- ① 形式の如何を問わず、相手を問わず、事件の話をしてしない。
- ② 記録はもとよりであるが、事件の関係者が特定される形で事件の内容を記載した文書やコピー、フロッピー、CD、USBなどを事務所外に持ち出すことをしない。
- ③ インターネットを利用した情報の伝達手段（ブログへの掲載、掲示板への書き込み）に事案の内容を記載しない。

(4) 学生が情報を漏洩した場合の責任

情報主体との関係では、指導監督上の過失もしくは履行補助者の故意・過失を理由として、弁護士に対して契約上又は不法行為に基づく損害賠償請求がなされる可能性がある。

学生が不法行為を理由とする損害賠償請求を受ける可能性がある。

大学が使用者責任を追及される局面もあり得る。

学生は大学院から退学処分を含む懲戒処分を受ける可能性がある。

(5) 利益相反

(略)

(6) その他注意すべき義務

学生は補助者であるから、弁護士でなければ出来ないことをしない。例えば、次のような行為をしてはならない。

- ① 研修先、依頼者そして事件の関係者から金品を受領してはならない。
- ② 弁護士の了解を得ることなく、事件についての法的な判断を示すこと。また、事件の受任・不受任の判断を示すこと。弁護士報酬額を示すこと。
- ③ 弁護士の了解を得ることなく、依頼者や事件の関係者に連絡をすること。

(出典：平成18年度エクスターンシップガイダンス)

資料 3-2-1-4

平成 18 年度 エクスターンシップ実習先(計 25 名)					
担 当	実習先	人数	担 当	実習先	人数
原田 卓	原田・山崎法律事務所	2 名	馬場 啓	桜樹法律事務所	1 名
福山素士	福山素士法律事務所	2 名	坂本邦彦	坂本邦彦法律事務所	1 名
猿渡健司	猿渡健司法律事務所	2 名	三藤省三	三藤法律事務所	1 名
田中俊夫	熊本リーガルクリニック	2 名	田尻和子	田尻法律事務所	1 名
塚本 侃	桜樹法律事務所	2 名	建部 明	建部法律事務所	1 名
山之内秀一	山之内法律事務所	2 名	田中裕司	玉名ひまわり基金法律事務所	1 名
山村康一	津留・山村法律事務所	2 名	北條将人	天草ひまわり基金法律事務所	1 名
板井 優	熊本中央法律事務所	1 名	森山義文	森山義文法律事務所	1 名
衛藤二男	桜樹法律事務所	1 名	吉田賢一	吉田法律事務所	1 名
(出典：平成 18 年度法科大学院エクスターンシップ受入先一覧)					

資料 3-2-1-5

エクスターンシップ事後研修のお知らせ
《日程及び研修内容》 平成 18 年 10 月 4 日 (水) 第 3 時限 エクスターンシップ研修報告 第 4 時限 事前研修起案について講評 平成 18 年 10 月 18 日 (水) 第 3 時限 事後研修起案 第 4 時限 事後研修起案 第 5 時限 事後研修起案についての講評 第 6 時限 法的コミュニケーションを考える (出典：エクスターンシップ・ガイダンス)

(2) 本研究科においては、入学前に、文書で事前学習の指針、使用テキスト等を示すとともに、グループウェア(ファーストクラス)を利用して学生に入学後の学習準備を求めている。《資料 3-2-1-6 参照》【解釈指針 3-2-1-5】

資料 3-2-1-6

事前学習資料(憲法関係 3 年標準コース入学者向け)
一 3 年標準コース入学者向け 1. 事前学習用テキストについて ① 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第 4 版)』岩波書店・2007 年 ② 高橋和之ほか(編)『憲法判例百選 I・II [第 5 版]』(別冊ジュリスト・2007 年) 2. テキスト採用の意図 ① 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第 4 版)』は、憲法の最もスタンダードな教科書です。法学部以外から法科大学院に進学する人から、ひととおり憲法を学んだ人まで、広く憲法についての考え方を論じたものです。はじめて憲法を学ぶ人は、

まずこの本を読んで、憲法の全体構造をつかんで下さい。細かい勉強はそれからです。また、これまで一通り憲法を学んだ人も、この本を読んで、憲法の諸原理・概念の相互関係を理解すると共に、何が問題であるのかを認識し、自分なりの考え方ができるようになって下さい。

②高橋和之ほか（編）『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』は、一通り憲法の教科書を読み、内容を理解することができた人は、1年前期の憲法Ⅰ、憲法Ⅱの準備作業として、テキストと併用しながら本書を読んでいくと、教科書にある学説が裁判所においてどのように処理されているか、場合によっては、学説と判例がいかに食い違っているかを理解することができるでしょう。あくまで、憲法上の論点に関わる部分をコンパクトに取り出してあるので、判決の考え方全体を見るのには適していない部分もあるということを認識して読んで欲しい。したがって、授業では、この憲法判例百選だけでなく、実際の判例を読むことになります。

3. 学習の際のポイント

憲法の目的は、国家権力を制限して国民の権利・自由を守ることです。そのために、国家の構造に三権分立、地方自治といった制度が組み込まれ、同時に、基本的人権が国民に保障されています。

前者については、国会、内閣、裁判所といった機関の権限、構造を学びます。ここでは、権限にどういったものがあり、どういった人から構成されるかということが重要ではありません。むしろ、主権者である国民の意思がどのように形成され、国会、内閣、そして裁判所へと及んでいくのかを理解することが重要です。場合によっては、国民の意思に反して国家活動が行われることもあるので、それをどのようにして統制するかも重要です。

後者については、国民に保障される基本的人権の内容を理解し、その上で、保障の限界を学びます。とりわけ、基本的人権といえども、他人の権利・利益を守るために制限を受けることがあります。それは制限することがどこまで許されるのかという難しい問題が生じます。判例などを素材にして、その限界を学ぶことになります。この点は、皆さんが法科大学院を修了して受験する司法試験で問われることになります。授業では、憲法Ⅰが前者について学び、憲法Ⅱが後者について学びます。教科書を読むにあたっては、このことを意識して読んで欲しいと思います。

（出典：平成19年度入学者用事前学習資料 憲法関係）

また、学期の当初には、1年間の授業計画、授業内容、予習事項、参考文献等を「授業計画書」として配付するとともに、より詳細な各回の授業計画については電子シラバスとしてグループウェアで提示している。

各科目の到達目標や成績評価基準と方法はシラバスに明記して、学生に事前に周知している。《資料3-2-1-7参照》

資料3-2-1-7

試験・成績評価の方法
定期試験を行います。成績は、定期試験70%、レポート提出20%、事前・事後テスト10%で評価します。
（出典：平成19年度法科大学院授業計画書 憲法Ⅰ）

（3）授業時間外における学習を充実させるために、次のような措置を講じている。

（ア）学生が自習時間を十分に確保できるよう、1日の平均授業コマ数は2コマ弱となっている。

（イ）学生の効率的な予習を担保するために、すべての科目について、各回の授業に

関連する事例問題、判例、文献など授業内容の詳細な情報をグループウェアの中で、電子シラバスとして事前に開示している。

- (ウ) 各回の授業に必要な文献やレジュメなどの関係資料を学生に事前配布（1週間前）することにより、学生に十分な予習時間を確保している。
 - (エ) 専任教員は各自1週につき2コマのオフィスアワーを授業時間割に設定して、学生の質問に答えるなどきめ細かい学習支援に努めている。《別添資料便覧 19 参照》
 - (オ) 授業時間外の学習を充実させるために、すべての授業をDVDに収録し、学生が授業で欠席した場合に、所定の手続きを経てDVD録画で学習できるよう周知している《資料3-2-1-8参照》また、利用の多いDVDについてはサーバーに保存し、学生がいつでも授業を視聴できるようにしている。
 - (カ) 授業時間外の自習を可能とするために、本研究科は無線LANの設備を活用して、朝7時から夜10時まで利用できる自習室を整備するとともに、全ての学生に専用のキャレルを用意している。自習室には、学習に直接必要な図書約1,500冊のほか、パソコン、プリンター、コピー機、製本機なども備えている。
 - (キ) 附属図書館、法学部図書室に所蔵された和、洋の法律図書、法律雑誌については、学生はパソコンで検索し、利用することができる。また、判例・法令データベースなどを内容とするロー・ライブラリーにアクセスできるIDを学生に付与し、自習室からだけでなく、自宅からでもアクセスして予習・復習に利用することができるようにIT環境を整備している。【解釈指針3-2-1-5】
- (4) 集中講義は、本研究科が目指すプロセスとしての法曹養成教育として望ましいものではないので、原則として行わないこととしている。しかし、非常勤教員が担当する選択科目（4科目）については、8月中旬から下旬にかけて集中講義で対応せざるを得ない現状であるが、この集中講義についても試験日の設定、資料の事前配付等に特別な配慮を行い、授業時間外の学習に必要な時間の確保に努めている。【解釈指針3-2-1-6】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

（基準3-3-1に係る状況）

本研究科における履修登録の上限単位数は、1年次年間30単位（必修科目のみ）、2年次年間36単位、3年次年間40単位としている。また、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があるという履修制限の目的を徹底させるため、当初は、2年次以上については、各学期ごとに20単位の上限を設けていた。しかし、履修制限の規定が一部誤解されて2年次で年間40単位履修登録する者が生じたため、平成19年度からの新カリキュラムでは、各学期18単位、1、2年次については年間36単位とし、最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性を拡大させるために、44単位と上限するよう改めた。《資料3-3-1-1、資料3-3-1-2参照》【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】

資料 3-3-1-1

履修上限単位				
学 年		必修科目の単位数	学期の上限単位数	学年の上限単位数
1 年	前学期	1 4 単位	1 8 単位	3 6 単位
	後学期	1 8 単位	1 8 単位	
2 年	前学期	1 2 単位	1 8 単位	3 6 単位
	後学期	1 0 単位	1 8 単位	
3 年	前学期	1 0 (8) 単位	1 8 単位	4 4 単位
	後学期	4 (6) 単位	—	
3 年次の必修科目の単位は、リーガル・クリニックをどちらの学期で履修するかにより数値が異なる。				
(出典：平成 1 9 年度法科大学院学生便覧)				

資料 3-3-1-2

平成 1 8 年度学生の履修登録状況（再履修学生を除く）						
	10 単位	12 単位	14 単位	16 単位	18 単位	20 単位
1 年次学生前学期	0 人	32 人	0 人	0 人	0 人	0 人
後学期	0 人	0 人	0 人	0 人	32 人	0 人
2 年次学生前学期	0 人	0 人	0 人	0 人	12 人	17 人
後学期	0 人	0 人	0 人	1 8 人	11 人	0 人
3 年次学生前学期	0 人	0 人	0 人	4 人	22 人	0 人
後学期	11 人	9 人	5 人	1 人	0 人	0 人
平成 1 8 年度までは、各学期の履修上限単位が 2 0 単位、年度の履修上限単位が 3 6 単位であった。						
(出典：法科大学院履修登録資料)						

平成 18 年度入学生までは、必修科目（3 科目以内）について再試験制度を設けていたため、再試験で不合格の場合に原級留置となっていた。原級留置者については、翌年度に不合格となった必修科目の再履修に加えて、すでに単位を取得している科目（10 単位程度）についても履修指導として再聴講をさせていた。

平成 19 年度入学生からは、進級要件として GPA 制を導入した。この改訂により、原級留置となった学生に対して、不合格となった必修科目及び「可」の判定を受けた科目について再履修させることとした。この再履修は、成績の再評価であるが、履修上限単位数には含まれることとしている。また、本研究科は 3 年を超えた標準修業年限は設けていない。【解釈指針 3-3-1-3】 【解釈指針 3-3-1-4】

2 優れた点及び改善を要する点等

《優れた点》

(1) 授業の対象となる 1 クラスの学生数は 30 人程度であり、プロセスとしての法曹養成教育に不可欠な双方向的・多方向的な授業の前提条件として求められている少人数教育が十分に実践されている。

(2) 教育効果を高めるために、本研究科は、シラバスの電子化、法律情報データベースの活用、授業の DVD 化等、充実した IT 教育環境を整備・活用するとともに、

GPA を用いる厳格な成績評価を実践している。

(3) 本研究科が独自に開発した講義収録・編集・配信システムを利用して、デジタル教材の開発・充実に組織的に取り組むとともに、デジタル教材等を活用できる自習室を整備して、学習支援体制を強化している。

《改善を要する点》

少人数教育と厳格な成績評価の効果を自己点検して、不断の改善に努めるとともに、本研究科が開発したデジタル教材等の質の向上に取り組み、学習支援体制の強化を一層推進する必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

（１）成績評価基準の設定・周知

本研究科では、きめ細かい指導の観点から徹底した少人数教育を目指し、入学定員を30名に絞るとともに、成績評価については、当初、学生ごとに当該科目における到達度を評価する絶対評価方式を採用した。《別添資料便覧19》しかし、科目間、教員間の評価尺度の共有化等に困難があったことから、この欠陥を改善し、客観的かつ厳正な成績評価をより一層推し進めるために、平成19年度から、原則として、合格・不合格は絶対評価によって判断し、合格者については相対評価の考え方を取り入れて、当該科目の採点を行う方式に改めた。《資料4-1-1-1参照》

資料4-1-1-1

成績評価の基準・方法について

- （１）成績評価は、5段階による評価区分とし、合格については、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）で表示し、不合格については不可（59～0点）と表示する。
- （２）合格と不合格の評価は絶対評価で判断する。
- （３）合格の成績分布については、相対評価の判断により、秀・優25%、良35%、可40%を目安とする。受講生が10人以下の科目については、この目安は若干修正できるものとする。

（出典：平成19年6月13日教授会申合わせ）

以上の成績評価の基本方針を踏まえ、本研究科における成績評価は以下の基準に従っている。

（ア）平成19年度から合格・不合格の判断は絶対評価で行うことになったが、その際の評価尺度は、科目の特性と到達目標を踏まえて、授業担当者が個別に定める。ただし、

同一分野の科目については、授業担当者間の協議により科目ごとの到達目標及び評価尺度の共有化を図り、成績評価の統一性を確保する。

- (イ) 成績のランク分けについては、平成 18 年度より秀 (100～90 点)、優 (89～80 点)、良 (79～70 点)、可 (69～60 点)、不可 (59～0 点) の 5 段階として評価するものとしており (ただし、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」は科目の性質上、合・否のみで評価する)、その旨を予め明示している。《別添資料便覧 18 参照》
- (ウ) 合格者の成績の各ランクの分布については、平成 19 年度より、秀及び優を合わせて履修者の 25%、良が履修者の 35%、可が履修者の 40%を目安とすることとした (ただし、受講者が 10 名以下の科目については、この目安を若干修正できるものとする)。
- (エ) 成績評価における考慮要素については、『授業計画書』(シラバス) の「試験・成績評価の方法」欄に各授業科目の成績評価における考慮要素を予め明示している (《別添資料シラバス 18 参照》) が、従来、授業担当教員の個別の判断に委ねられていたために、科目間、教員間において必ずしも統一性が図られていなかった。そのため、FD 研究会においてプロセスとしての法曹養成教育という観点から、平常点などを加味した成績評価の考慮要素を示すことが合意され、平成 19 年度からは教務委員会の示すサンプル例に沿って考慮要素を明確化することになった。《別添資料 4-1 参照》
- (オ) 具体的な筆記試験の採点においては、各授業担当教員は解答項目を設定した上で各項目に配点をした成績評価基準 (採点基準) を予め作成し (《別添資料 4-2 参照》)、それに基づいて採点を行っている。ただし、成績評価基準は解答項目に即したものであるため事前には公表せず、学生に答案を返却する際に同基準を配付することとしている。

以上のように、本研究科では平成 18 年度までは絶対評価方式による成績評価を、平成 19 年度以降は絶対評価と相対評価の併用方式による成績評価を行っているが、これと併行して GPA (Grade Point Average) による評価を取り入れている。

GPA は授業科目ごとの成績にグレード・ポイントを付与して (ただし、合格または認定と評価した科目は除く)、各学期の全履修単位当たりの平均値を出すもので、これにより成績レベル (達成度) を教科全体及び受講者全体との関係において総合的に判断することとしている。また、GPA は進級判定や修了認定においても判断基準として用いている。《資料 4-1-1-2 参照》【解釈指針 4-1-1-1】

資料 4-1-1-2

GPA の算出方法

$$\text{GPA} = [(4 \times \text{「秀」取得単位数}) + (3 \times \text{「優」取得単位数}) + (2 \times \text{「良」取得単位数}) + (1 \times \text{「可」取得単位数})] \div \text{履修登録した科目の単位数の総和 (「合格」、「認定」取得単位数は除く)}$$

グレード・ポイントの付与

取得点数	評価	グレード・ポイント
100～90	秀	4
89～80	優	3
79～70	良	2
69～60	可	1
59～0	不可	0

(出典：熊本大学大学院法曹養成研究科履修細則第 5 条)

(2) 成績評価の実施

成績評価は、平常点（議論、課題等による）を考慮しつつも、筆記試験の結果を重視して実施している。筆記試験の成績評価は前述の成績評価基準（採点基準）に基づいて行っているが、採点時の匿名性の確保については、答案用紙に工夫をして学籍番号のみを記載させ、氏名欄は設けていない。《別添資料4-3参照》しかし、受験学生が少人数であることから、採点の際に学籍番号を通じて受験学生の特長が可能であったため、平成18年度からは学籍番号も覆い隠して採点することとした。

また、成績評価結果について質問や疑問をもつ学生に対しては、まず、各科目の担当教員が、成績評価の根拠等について具体的に説明する。それで納得が得られない場合は教務委員長が学生、担当教員の双方から事情聴取を行い解決に努める。それでも納得ができない学生は「成績評価異議申立」を行うことができ、申立に対しては、審議委員会を設置して審議し、学生に回答することとしている。《別添資料4-4参照》

さらに、成績評価の得点分布については、学期末に行われる進級判定会議に「進級判定資料」として集計データ等を配付し、教員間で共有している。《別添資料4-5参照》【解釈指針4-1-1-2】

（3）成績評価結果の告知

成績評価の結果の学生への告知は次のように行っている。

まず、答案を採点、添削し、勉学上の留意点等のコメントを付して学生に返却する。この際に同時に前述の成績評価基準も配付する。

次に、学期末に各インストラクターを通じて担当学生の当該学期に受験した科目に関する「定期試験成績通知表」（《別添資料4-6参照》）を交付し、それに基づき履修指導を行う。この「定期試験成績通知表」には受験科目の得点のほか、前述のGPAの数値、それに基づく全体順位及び70点未満の科目についての講評を記載している。

科目毎の成績分布に関するデータについては、平成17年度以降、学生による授業改善アンケートの集計結果・コメントを公表する際に、「成績評価結果に関するコメント」とともに公開していたが、平成18年度からは、成績分布の一覧表を作成し、直接、学生に配付することとしている。《別添資料4-7参照》【解釈指針4-1-1-3】

（4）期末試験の実施

試験として期末試験、追試験及び再試験を一定の要件と手続に基づいて実施している。《別添資料4-8、第7条、別添資料4-9、第6～8条参照》

期末試験については、試験科目の授業回数の5分の4以上の出席を受験要件として、各学期末に筆記試験又は口述試験により行うものと定めているが、実際は各年度ともすべて筆記試験を行っている。期末試験の出題内容は、授業科目の性質にもよるが、総じて、法科大学院制度の趣旨に沿った水準の内容であるということが出来る。《別添資料4-10参照》成績評価も前述の成績評価基準に基づき厳格に行っている。

追試験は、実施例は少ないが、申し出に基づき、平成16年度前期2名（2科目各1名）、17年度後期1名（1科目）、18年度後期2名（1科目）が受験した。《別添資料4-11参照》追試験の方法は期末試験と同様の筆記試験であり、出題内容については、期末試験との重複、難易度の片寄りを避け、受験学生に対して不当な利益・不利益が生じないように配慮して行っている。なお、平成16年度において期末試験と同一問題で行った事例が1件あったが、教務委員会が再発防止の注意喚起と個別指導を行い、その後改善が図られている。

再試験は、不合格になった3科目以内の必修科目について、願い出に基づき当該授業科目の補習、勉学指導を受けた後に、出題形式、内容とも期末試験と同レベルのもので行い、（《別添資料4-12参照》）また、成績評価も厳格に評価した上で、「可又は不可」と評価すべきものとして実施してきたが、より一層の厳格な成績評価と学習意欲の向上を図るため、平成19年度より廃止することとした。

なお、期末試験の実施については、非常勤科目担当者においても共通認識をもって対応している。【解釈指針4-1-1-4】

基準4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準4-1-2に係る状況)

学生が他の機関（国内・外国法科大学院）で履修した授業科目についての単位認定に関しては、3年標準コースの学生について、本研究科において教育上有益と認めるときは、入学前の履修及び在学中の履修のいずれにおいても合計28単位（平成19年度より30単位）の範囲内で本研究科の授業科目の単位として認定することができるものとしている。

《別添資料4-8、第9、10条、別添資料4-9、第12条、別添資料便覧19参照》
この場合における単位認定は、入学前における履修については既修得単位の認定申請に基づき、在学中の履修については事前協議による受け入れ法科大学院から提出された成績証明書等に基づき、本研究科教授会で行うものとしている。《別添資料4-8、第9、10条参照》、《別添資料4-13参照》

本研究科では入学前の履修による単位認定の事例は未だ生じておらず、現在問題となりうるのは在学中における履修である。すなわち、本研究科の特徴として九州大学法科大学院及び鹿児島大学法科大学院との教育連携を行っているところであるが（《別添資料4-14参照》）、その連携科目として非常勤科目（テレビ会議システムを利用した遠隔教育を含む）及び単位互換科目（遠隔教育を含む）を設定しており、このうち、他機関における履修を行うことになるのは単位互換科目である。

具体的には鹿児島大学法科大学院で開講する「子どもをめぐる法律問題演習」及び「エクスターンシップ」である。《別添資料4-15参照》いずれも3年次前期科目であり、平成17年度より開講している（平成17年度は前者10名、後者1名受講。平成18年度は前者13名、後者1名受講）。

この両科目と本研究科の教育課程との関連性を見ると、「子どもをめぐる法律問題演習」は現代社会の直面する重要課題である子どもをめぐる総合的授業科目であり、また、「エクスターンシップ」は本研究科で開講する「エクスターンシップ」に加えて開講する鹿児島地域特性を踏まえた臨床基礎科目である。いずれも展開・先端科目を拡充・豊富化するものとして本研究科の教育課程の重要な一環をなすものであって、一体性を損なうことはない。なお、上記科目の内、「子どもをめぐる法律問題演習」は平成19年度より「少子高齢社会と法」と科目名を変更し、九州大学、鹿児島大学、熊本大学による共同開講科目として再編することになった。《別添資料4-16参照》

この両科目の成績評価については、九州大学及び鹿児島大学の法科大学院がそれぞれ行うが、厳正で客観的な成績評価となるよう、3大学連携協議会で本研究科の成績評価基準について説明を行っている。

なお、以上の教育連携は、平成19年度より琉球大学法科大学院を加えた4大学教育連携として運営することになった。

基準4-1-3

一学年を修了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

(基準4-1-3に係る状況)

(1) 平成18年度までの進級制

本研究科のカリキュラム体系は、法曹養成教育という明確な目的をもって有機的に関連づけられた科目群で編成されている。したがって、「各学期に配置された必修の授業科目は緊密な系統性を与えられて」おり、「次の学期に進級するには、それまでの必修科目の全てに合格していることが不可欠」である。《別添資料便覧 18 参照》この考え方にに基づき、学年進級制ではなく、1 年 2 学期のセメスターごとの進級制を導入した。すなわち、「学生は、試験の結果、学期末において不合格となった必修科目がある場合は、進級することができない」こととし（《別添資料 4－1 7，第 8 条参照》），前学期（又は後学期）試験の結果、進級できなかった者は後学期（又は次学年）の開講科目を原則として受講できないものとした。《別添資料 4－1 8，第 9 条参照》

以上のように、本研究科が採用する進級制は全ての学年を対象としたセメスターごとの進級制であり、各セメスターに段階的・系統的に配置された必修科目全ての合格を進級要件にしていることから、この進級制が必修科目の段階的履修を可能とする仕組みであるといえる。また、必修科目の成績評価も進級の可否を適正に判断しうるよう厳格になされている。

以上の進級制度については、研究科規則、履修細則及び学生便覧を通じて、また、新入生ガイダンスにおいて学生に周知徹底させている。

本研究科の採用する進級制は基準 4－1－3 の要求する進級制に比して一層厳しいものである。なお、次のセメスターに進級できなかった者は、前述のように次学年あるいは後学期の授業科目を原則として受講できないが、その場合であっても当該学生を担当するインストラクターが個別に指導・助言を継続して行い、不合格となった必修科目等について学習をさせることとしている。《別添資料便覧 18 参照》以上のような制度は、必修科目の段階的・系統的履修を目指す進級制の趣旨に十分に適合するものである。

（2）平成 19 年度改革後の進級制

従来の進級制の意義を踏まえつつ、進級制の本来の趣旨を活かすため、以下のような改善を行った。

（ア）1 年次に関しては、未修者を含めた履修指導の効果を挙げるため、セメスターごとの進級判定を緩和する必要性について検討を行い、学年進級制へ変更することとした。

（イ）進級要件として、従来の要件は必修科目合格のみであったが、必修科目以外の科目の学修を含めた全体としての段階的・系統的履修の実を上げるため、履修した全ての科目を通じて GPA1.8 以上を進級要件として課すこととした。

（ウ）進級できなかった者は原級留置となるが、成績評価が「可」及び「不可」の科目については再履修させることにし、再履修の成績評価が当初の評価より優れている場合はその評価が当該科目の最終評価とすることとした。

（エ）本進級制の趣旨を徹底し、段階的・系統的履修を担保するため、再試験制度を廃止した。

《資料 4－1－3－1》【解釈指針 4－1－3－1】【解釈指針 4－1－3－2】

資料 4－1－3－1

進級要件

- （1） 1 年次は学年末の成績が、GPA 1.8 以上でなければ、2 年次へ進級することができません。
- （2） 2 年次及び 3 年次は学期末の成績が、GPA 1.8 以上でなければ、次の学期へ進級することができません。
- （3） 進級できなかった者は、学年チーフインストラクター及びインストラクターによる履修指導、勉学上の助言を受け、「可」及び「不可」の授業科目について再履修しなければなりません。再履修の成績評価が優れている場合は、その評価が当該科目の最終成績となります。

（出典：平成 19 年度学生便覧 4 頁）

4-2 修了要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目 8単位

イ 民事系科目 24単位

ウ 刑事系科目 10単位

エ 法律実務基礎科目 6単位

オ 基礎法学・隣接科目 4単位

カ 展開・先端科目 12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 修了要件一般

修了要件としては、本研究科に3年以上在学し、94単位以上を修得することとしている。《別添資料4-8、第11条1項参照》

ただし、教育上有益と認めるときは、他の法科大学院において履修した授業科目について28単位(平成19年度より30単位)を超えない範囲で、本研究科において履修すべき授業科目及び単位として認定することができることとしている。《別添資料4-8、第9条1,2項参照》

また、同様に、教育上有益と認めるときは、本研究科入学前に他の法科大学院において履修した授業科目について修得した単位を（本研究科又は他の法科大学院の科目等履修生として修得した単位を含む）、前記在学中における他の法科大学院の認定単位数と合わせて28単位（平成19年度より30単位）を超えない範囲で、本研究科に入学後の本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしている。《別添資料4-8、第10条1,2項参照》

なお、この場合において、在学期間については、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができることとしている。《別添資料4-8、11条2項参照》

「法学既修者」については、在学期間は1年を超えない範囲で本研究科が認める期間在学し、修得したものとみなされる単位数は入学前及び在学中に他の法科大学院における履修による認定単位数と合わせて28単位（平成19年度より30単位）とするとしている。《別添資料4-9、12条1、3項参照》

以上のように、本研究科においては、基準4-2-1（1）をすべて満たしている。【解釈基準4-2-1-1】

（2）公法系科目等の必要単位数

3年標準コースについては、必修科目64単位（平成19年度より68単位）を含む合計94単位以上を修得する必要がある。《別添資料便覧19参照》科目類型毎の必要単位数は＜表1＞に示すとおりであり（《別紙様式1参照》）、基準4-2-1（2）に定められた要件は、全て満たしている。

＜表1＞ 3年標準コース

		平成18年度以前	平成19年度以降
法律基本科目	公法系科目	5科目10単位	6科目12単位
	民事系科目	17科目34単位	16科目32単位
	刑事系科目	7科目14単位	6科目12単位
法律実務基礎科目		4科目8単位中3科目6単位(含選必2単位)	10科目15単位中8科目12単位
選択科目	基礎法学・隣接科目	4単位以上	4単位以上
	展開・先端科目	24単位以上	12単位以上

2年短縮コース（法学既修者）については、必修科目36単位を含む合計66単位以上（平成19年度より64単位以上）を修得する必要がある。《別添資料便覧19参照》科目類型毎の必要単位数は＜表2＞に示すとおりであり（《別紙様式1参照》）、基準4-2-1（2）に定められた3年未満の在学期間で修了を認める場合の要件は、全て満たしている。

＜表2＞ 2年短縮コース

		平成18年度以前	平成19年度以降
法律基本科目	公法系科目	3科目6単位	3科目6単位
	民事系科目	8科目16単位	7科目14単位

	刑事系科目	4科目8単位	2科目4単位
法律実務基礎科目		4科目8単位中3科目 6単位(含選必2 単位)	8科目12単位
選択科目	基礎法学・隣接 科目	4単位以上	4単位以上
	展開・先端 科目	24単位以上	12単位以上

以上のように、3年標準コース、2年短縮コースともに、基準4-2-1(2)を全て満たしている。

(3) 法律基本科目以外の科目の必要単位数

3年標準コースでは、修了要件単位数合計94単位以上のうち法律基本科目以外の科目は34単位以上(平成19年度より38単位以上)であり、修了要件単位数に占める割合は約36.2%(平成19年度より40.4%)である(前掲<表1>参照)。また、2年短縮コースでは、修了要件単位数合計66単位以上(平成19年度より64単位以上)のうち法律基本科目以外の科目は34単位以上(平成19年度より40単位以上)であり、修了要件単位数に占める割合は約51.5%(平成19年度より62.5%)である(前掲<表2>参照)。

したがって、3年標準コース、2年短縮コースともに、基準4-2-1(3)に定める要件を満たしている。【解釈基準4-2-1-2】

(4) 修了認定の状況

本研究科における修了認定の状況としては、平成17年度には、平成16年度に2年短縮コースに入学した学生4名について、4名全員が2年短縮コースの修了要件のすべてを満たしていることを確認し、修了認定を行った。

また、平成18年度には、平成16年度に入学した3年標準コースの学生24名のうち23名、及び平成17年度に2年短縮コースに入学した学生2名全員について、各コースの修了要件のすべてを満たしていることを確認し、合計25名について修了認定を行った。《別添資料4-19参照》

なお、平成19年度入学者より、修了要件を見直し、3年標準コースについて、修得単位数を94単位以上(必修科目68単位を含む)、GPA2.0以上とし、GPA2.0未満の者については修了認定試験を行うことにした。《資料4-2-1-1参照》

資料4-2-1-1

修了要件について

第11条 本研究科の課程の修了の要件は、本研究科に3年以上在学し、第3条第1項に規定する単位以上を修得し、かつ修了時における通算のGPAが2.0以上を満たすこととする。

2 前項に定める修了要件のうち、GPAを満たさない者については、願い出により修了認定試験を行う。

(出典：熊本大学大学院法曹養成研究科規則)

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

法学既修者として認定されるためには、入学者選抜時に行われる法律科目試験（平成20年度入学者選抜から法学既修者認定試験と改称）に合格することが必要である。《別添資料4-8参照》

法律科目試験は、本研究科合格者で入学手続を完了した者のうち、入学志願書で予め2年短縮コースを希望した者を対象に行っており、試験方法は筆記試験のみで、憲法・行政法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法の7分野6科目について、それぞれ論述式による出題を行っている。《別添資料要項19、5頁参照》

採点は各科目100点満点で行い、すべての科目について60点以上の得点を取得した者を法律科目試験合格者と判定する。この合格者は法学既修者として認定され、1年次の修得単位28単位（平成19年度より30単位）が免除されて2年次に入学する。

法律科目試験の受験者は入学志願書で予め希望した者となっていることから、入学手続を完了した者という条件はつくものの、ことさら受験資格の制限を行うものではなく、必要な「開放性」、「多様性」を十分確保している。

また、試験科目は前述のように7分野6科目であるが、これは入学後履修が免除されることになる1年次必修の法律基本科目7分野6科目に対応するものであり、履修免除されるに足る基礎学力の修得の有無を判定する試験科目の範囲として、必要十分であるといえることができる。

試験問題の内容については、従来、事前検討によるチェックを行っていたが、昨年度よりチェック体制をより一層整備し、（1）各分野において選定された出題者の事前協議において出題問題数、形式、配点を定め、（2）その後、各分野における過去2～3年の本学法学部での期末試験問題を確認した上でそれと重複しない試験問題を作成し、（3）出題者全員で全科目について出題形式や出題内容について具体的な検討を行うという体制で対応している。《資料4-3-1-1参照》また、答案用紙には受験番号のみを記載させ、採点の際の匿名性の確保にも配慮している。

法律科目試験における本学法学部出身の受験者（平成16～17年度はいなかったが、平成18年度は5名、平成19年度は2名、《別添資料4-20参照》）と他の受験者との公平性の確保を十分に図っていると言える。【解釈指針4-3-1-1】【解釈指針4-3-1-2】

資料4-3-1-1

法律科目試験について

- 4 法律科目試験に関し、熊本大学法学部出身学生とその他の受験生との間での、有利・不利な取り扱いを回避するため、過去二年間（平成15年度後期から平成17年度前期）に熊本大学法学部で出題された当該科目の試験問題を収集する。これを考慮して法律科目試験を出題する。収集した試験問題は、大学院教務企画係で保存する。本年度以降も法学部当該科目試験問題を収集・保存し、各年度の法律科目試験の出題の参考とする。

（出典：入試委員会作成資料）

解釈指針4-3-1-3及び同4-3-1-4に掲げるような修得単位の認定及び法学既修者の認定は、本研究科では行っていない。【解釈指針4-3-1-3】【解釈指針4-3-1-4】

法学既修者として認定された者は、1年次の修得単位が免除され、2年次に入学するものとしている（該当者数は平成16年度4名、17年度2名、18年度2名、19年度1名）。法学既修者について認められる修得単位数は、「28単位を超えない範囲で本研究科が認める単位（平成19年度より30単位に改正し、平成20年度入学の法学既修者から適用する）」としており、現実には28単位を修得したものとみなしていた。《別添資料4-8、第12条1項、3項参照》他方、1年次の必修科目は30単位であり、その内訳は法律基本科目28単位、法情報調査2単位である。《別紙様式1参照》

したがって、法学既修者に認められる修得単位数は、1年次の法律基本科目に関する必修科目の単位数に相当し、法学既修者に対する在学期間1年の短縮は適切である。

なお、研究科規則の改正（平成19年4月11日施行）により、平成20年度入学の法学既修者からは「30単位を修得したものとみなすが、新カリキュラム（平成19年度実施）において1年次開講の法律基本科目（必修）は32単位であるため履修指導により入学後に受講すべき1年次開講必修科目（2単位）を指定する」という改訂を行ったが、在学期間の短縮と習得されたものと見なされる単位数との関係は適切である。【解釈指針4-3-1-5】

2 優れた点及び改善を要する点等

《優れた点及び特色ある取組》

（1）成績評価のあり方として、従来、少人数教育の下、各学生に即した到達度評価をする絶対評価方式を採用してきたが、平成19年度より合格・不合格は絶対評価とし、合格者の成績については相対評価という併用方式に改めた。これにより厳格な成績評価を一層進めている。また、成績評価に関する質問・疑問に対して「成績評価異議申立制度」を設け、担当教員による説明、教務委員会による事情聴取、審議委員会による審議の3段階で対応している。

（2）進級制について、段階的・系統的な法曹教育を確実に実現するべく、セメスターごとの進級判断を行うという、一般的基準よりは厳しい制度を採用している（ただし、1年次については、履修指導の必要上、平成19年度より学年制に改めた）。しかも、進級要件としてGPA1.8を課し、再試験制度を廃止することにより、進級制の運用を厳格にした。また、進級できなかった者に対しては、従来は、修得できなかった必修科目等の履修についてのみインストラクターによる学習指導をしてきたが、平成19年度からは「可」または「不可」の授業科目について再履修を義務付けた。

（3）修了認定について、修了要件単位の修得のほか、平成19年度から新たにGPA2.0要件を設定し、GPA2.0未満の場合は修了認定試験を課すこととし、厳格な修了認定を行うこととした。

（4）法律実務基礎科目群について、段階的・系統的なカリキュラム編成を行い、12単位以上の履修を課すとともに、新設した附属臨床法学教育研究センターにおいて理論と実務を架橋する臨床教育を強化・展開している。

（5）九州地区の2つの法科大学院（平成19年度から3つの法科大学院）との教育連携を行い、開講科目の多様化・充実化を目指している。特に、教育連携の一環として単位互換科目を設定して、展開・先端科目の拡充を図った。

《改善を要する点》

成績評価における合格・不合格の絶対評価の評価尺度について、現在は専任教員、特に同一分野を担当する教員間では、協議の場を設けて統一性の確保を図っているが、今後は非常勤担当者を含めて共通認識をさらに一層深めることにより、客観的な評価基準の確立を推進する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

教育内容等の改善措置に関して、本研究科は、教育推進プロジェクトによる取組とFD委員会による取組という2つの方面からの取組を行った。

1. 教育推進プロジェクトによる取組

本研究科は平成16年度から18年度まで、文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に採択された、3つのプロジェクトに組織として継続的に取り組み、教育内容と教育方法の改善を図ってきた。

(1)「サイバー・クリニック・システムの構築—21世紀の司法を担う法曹養成に向けて—」

この本研究科単独のプロジェクトは、理論と実務を架橋する教育プログラムであるリーガル・クリニックについて、「サイバー・クリニック・システム」を構築し法律相談のサイバー化、法律相談のデジタル教材化を行い、その活用によって臨床教育の多様性と教育効果の向上を図るものである《別添資料：5-1参照》。

具体的には、①「遠隔クリニック・システム」として本学法律相談室及び弁護士事務所にIPテレビ会議システムを設置してIPテレビ会議ネットワークを構築し、双方向・同時性のテレビ会議機能を利用して、遠隔講義室において法律相談を受講できるようにした。また、遠隔地における法律相談にも対応できるようにテレビ会議システムを拡充した。②「臨床コンテンツ配信システム」の構築により法律相談のデジタルデータ化、映像教材の作成、サーバでの管理・配信等ができるようになり、に法律相談のシナリオ及び文字データを組み込んだ映像教材を試作した。③第1回国際シンポジウム「臨床系教育の現状と課題」を開催して、ハワイ大学ロースクール及び本学医学部から各2名の教授を招き、日米の臨床教育の比較、法学と医学における臨床教育の比較検討を行った。第2回国際シンポジウム「刑事クリニックの課題と展望」では、ハワイ大学ロースクールで実践している冤罪プログラム及び早稲田大学法科大学院における刑事クリニックを取り上げて、日米の比較検討を行った《別添資料5-2参照》。④ハワイ大学ロースクール（米国）、ビクトリア大学・ブリティッシュコロンビア大学ロースクール（カナダ）、シドニー大学ロースクール（オーストラリア）を視察し、海外における法曹教育におけるIT活用、臨床教育の現状について調査した。

(2)「九州三大学連携法曹養成プロジェクト」

この九州大学、鹿児島大学との共同プロジェクトは、ITを用いた教育基盤の構築により、法科大学院教育の充実と高度化を図るものである《別添資料5-3参照》。

具体的成果として①遠隔講義システムを構築し、多地点間で同時にネット授業が可能となり、3大学間で「インターネットと法」「日本法制史」「司法政策論」等の授業を実施した。②音声認識言語処理技術を応用して民法と刑法の言語モデルを開発した。③教育連携シンポジウム「法科大学院における教育連携の新たな可能性」を開催した。このシンポジウムは3大学とシドニー大学の4地点を光回線によるテレビ会議システムで接続して開催され、文部科学省による基調講演、模擬授業の後「法科大学院教育におけるIT利用」「I

T利用による法律実務の展開可能性」についてパネルディスカッションを行った《別添資料5-4参照》。④ビクトリア大学（カナダ）、メリー大学（アメリカ）、シドニー大学（オーストラリア）等のロースクールにおけるITを活用した教育に関する視察がある。

（3）「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」

この名古屋大学を基幹校とする14の大学による共同プロジェクトは、ITを活用した法的専門技能トレーニング環境を構築し、模擬裁判、ロイヤリング等の映像教材の開発・共有化（データベース化）を図るものである《別添資料5-5参照》。

具体的成果として①民事模擬裁判、刑事模擬裁判、法律相談、交渉・ADR等のシナリオ・シミュレーション文書教材の作成、②民事模擬裁判、刑事模擬裁判、ロイヤリング等の映像教材の作成、③民事模擬裁判及びロイヤリング教材についてのティーチング・マニュアルの作成、④法廷教室に法廷収録システムを導入して模擬裁判の映像教材共有化の環境を整備し、⑤海外ロースクール・裁判所等の視察（メルボルン大学、NITA、上海裁判所等）、⑥シンポジウム「実務技能教育における教材の共有と今後のあり方—PSIMプロジェクトの新たな展開」、 「ドイツ・オーストリー・日本における法曹養成」を開催した。

2. FD委員会による取組

本研究科では、教育内容・方法の改善の取組を日常的に企画・立案し、実施するための組織としてFD委員会を設置している《別添資料：5-6参照》。

FD委員会の掲げる各年度ほぼ共通の主要な活動方針としては、（1）授業研究会、（2）授業参観、（3）学生による授業評価、（4）他機関の実施する研修会等への参加、（5）国内外のロースクール視察である。

以上の活動方針に基づく具体的取組状況は以下のとおりである。

（1）授業研究会では、各学期終了後に各教員の担当授業について内容、方法、学生の反応等について総括的に報告し、検討を行った。各教員はそこで出された意見を具体的に授業改善に反映している。また、本研究科ではすべての授業についてビデオ収録及びDVD作成を実施しており、今後、これを活用した授業研究のあり方について検討することとしている。

（2）授業参観を随時実施して、参観後の意見交換を通じて授業改善を推進している。最近では熊本地裁及び熊本家裁の所長が授業参観を行い、関係者と懇談を行った。また、研究科長も新任派遣検察官担当授業について授業参観と意見交換を行った。

（3）学生による授業評価については、全学の取組として行われている「授業改善のためのアンケート調査」と連携し、調査票に本研究科の固有の調査項目を付加して、平成16年度後学期以降、組織的に継続して取り組んでいる。調査内容は全学共通の調査項目（授業の難易度、説明、板書のあり方、双方向性、熱意など15項目）および本研究科固有の調査項目（シラバス、レジュメ、予習範囲・量、時間配分、補習の要否、オフィス・アワーなど8項目）である《別添資料5-7参照》。

調査結果については各授業科目ごとに集計したものを自由記述も含めて各教員にファイルで通知し、各教員はアンケート結果及び要望意見を踏まえた授業改善策などのコメント（その後、成績分布データを追加）を付して学生にWebCT（本学ホームページ上の学生向けサイト）を通じて公開している《別添資料：5-8参照》。

集計結果とコメントについては、平成17年度に、「平成17年度授業実施報告書」として取りまとめ《別添資料5-9参照》、改善すべき課題について報告検討会を開き、授業改善の方向性等について検討を行った。なお、引き続き、「平成18年度授業実施報告書」を作成する予定である。

（4）他機関の実施する研修会への参加については、研究者教員及び実務家教員が日本弁護士連合会、司法研修所、法科大学院協会、各法科大学院などが実施したシンポジウムや研修会に積極的に参加し、そこで得られた成果を教育内容・方法の改善に役立てている《別添資料5-10参照》。

（5）海外ロースクールの視察については、上記プロジェクトの一環として積極的に取り

組んでおり、各ロースクールにおいて授業参観、スタッフとの意見交換、教育施設などの視察により得られた成果を、本研究科における教育内容等の構築・改善に役立てている。具体的には、平成16年度にはワシントン大学ロースクール（米国）（2名参加）及びハワイ大学ロースクール（6名参加）、平成17年度と18年度はハワイ州裁判所（米国）（3名）、ビクトリア大学、ブリティッシュ・コロンビア大学（カナダ）（3名）、ウィリアム&メリー大学（米国）（1名）、シドニー大学（オーストラリア）（2名）を訪問調査した《別添資料5-1-1参照》。とくに、ハワイ大学ロースクールとは、数次の訪問を踏まえ、今後、交流協定を視野に入れて、教育・研究の交流を推進することを検討している。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】

基準5-1-2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準5-1-2に係る状況）

1. 実務家教員の教育経験の確保

実務家教員における教育上の経験の確保のための具体的な取組は以下のとおりである。

（1）教育経験確保の視点から、「補習授業」への取り組みを行った。弁護士教員1人は平成16年12月から17年1月にかけて計6回にわたって、検察官教員1人についても平成16年10月から17年2月にかけて計8回にわたって、いずれも正規の授業以外に刑事訴訟法についての補習授業を行った。また、別の弁護士教員2名も共同して平成18年4月より10回にわたって民事訴訟法に関する補習授業を行った《別添資料5-1-2参照》。この補習授業は各論点についての学生との相互的やり取りと解説を行うもので、貴重な教育経験確保の場となっている。

（2）弁護士教員は司法研修所主宰の授業傍聴（刑事裁判関連）や日弁連主宰の刑事手続教育に関するシンポジウムなどに積極的に参加し、そこで得られた知見を教育の改善等に役立てている。

（3）前述のように、新任派遣検察官教員に対して、研究科長は授業参観と授業内容・方法についての意見交換を行った。

（4）前述の2回の国際シンポジウムや3大学教育連携シンポジウムに実務家教員も積極的に参加し、実務家としての授業の実践報告・質疑応答を行ったほか、他の教員の模擬授業を視聴して、教育上の経験の確保に努めている。

2. 研究者教員の実務的知見の確保

研究者教員における実務上の知見の確保に関する取組は次のとおりである。

（1）裁判所等の現場における実務研修については、本研究科は熊本地方裁判所・熊本家庭裁判所、熊本地方検察庁、熊本県弁護士会との連絡協議会を通じて検討し、企画・実施してきた。また、18年度に設置した臨床法学教育研究センターと同じフロアにある法律事務所において、実務に触れる機会を設けている。

（2）臨床法学教育研究センターで、これまで独自に無料法律相談事業を行っており、また、今後、弁護士会と連携して広域無料法律相談事業を行う計画である。これらの無料法律相談事業への研究者教員の参画は貴重な実務研修の場となっている。

（3）日本弁護士連合会、司法研修所、各法科大学院などにより開催される模擬授業、授業参観、シンポジウムへの参加を積極的に行っており、それを通じて実務上の知見確保に努めている。

（4）本研究科が主催した「リーガル・クリニックに関する国際シンポジウム」（2回）では、リーガル・クリニックについての優れた実践報告等が行われ、研究者教員の実務上の知見の確保に大いに役立つ内容となっている。

(5) 平成19年度カリキュラム改正で「民事法総合Ⅰ」及び「民事法総合Ⅱ」を実務家教員と研究者教員による共同授業として再編したが、この実務家教員との共同授業を通じて、民事法関係の研究者教員は実務上の知見の確保に努めている。

(6) 前述の、「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト(PSIM プロジェクト)」に加わり実務技能教育に関する映像教材の開発を行ったが、この映像教材による研修を通じて研究者教員は実務上の知見の確保に努めている。

(7) 裁判官、検察官、弁護士、研究者などにより構成される「熊本法律研究会」を毎年2回開催し、実務家と研究者による報告テーマについて意見交換を行っている《別添資料5-13参照》。この研究会への参加は研究者教員にとって貴重な自己研鑽の場となっている。【解釈指針5-1-2-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

《優れた点及び特色ある取組》

(1) 本研究科は3つの教育推進プロジェクトに積極的に取り組み、附属臨床法学教育研究センター等の教育基盤の整備に加え、ITによる教育内容・方法の改善を推進し、先導的な臨床教育を組織的、継続的に展開している。この点は優れている。

(2) 「授業改善のためのアンケート調査」を、全学的取り組みと連携しつつ、本研究科独自の視点で継続実施するとともに、その集計結果と授業改善策等をWebCTを通じて公表し、組織的に授業改善を推進している。この点は優れている。

(3) 海外ロースクールの視察を計画的、継続的に行い、その成果を授業改善に反映させている点も特徴的である。とくに、ハワイ大学ロースクールとの間で検討している交流協定の締結は、今後の教育内容の改善に結びつく取組としてその成果が期待される。

《改善を要する点》

(1) 授業研究の更なる工夫・充実が必要である。毎年、各学期の授業についてビデオ収録し、DVDを作成しているので、それを活用した授業研究の改善に取り組む必要がある。

(2) 各種研究会への参加、並びに正規の授業の枠外での補習授業を通じて、引き続き実務家教員についての教育経験の確保を推進する必要がある。

(3) 研究者教員の実務上の知見確保について、法曹三者の連絡協議の活発化による法廷傍聴、事例検討会、弁護士事務所研修などの企画立案、無料法律相談事業の拡大と教員の積極的参画などを推進する必要がある。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1-1に係る状況）

本研究科は、公平性、開放性、多様性を前提として、入学者選抜のためのアドミッション・ポリシーを策定し、法科大学院パンフレット、学生募集要項、ホームページ等に公表している。《資料6-1-1-1参照》【解釈指針6-1-1-2】

本研究科は、都市部に弁護士が偏在する中南部九州の現状を踏まえ、弁護士の地域的偏在の是正、いわゆるゼロ・ワン地域の解消を志向しつつ、地域住民の法的ニーズに応える家庭医としての法曹の養成、並びに急速に変容する我が国社会の中で生起される新たな法的ニーズに対応できる専門医としての法曹の養成を教育理念・目的としている。

この理念・目的に沿って、家庭医としての能力を有し、専門医としても社会に貢献できる法曹を養成するために、本研究科は、幅広い教養と読解力・理解力・表現力などの基礎的学力の上に、社会的正義感、法律実務家になるための適性を有し、かつ、厳しい勉学に耐えうる強い意志と学習意欲のある人を求めている。このように、教育理念・目標に照らして適正なアドミッション・ポリシーを設定し、前述したように公表している。【解釈指針6-1-1-2】

資料6-1-1-1

アドミッション・ポリシー

- （1）本学法科大学院は、幅広い教養と読解力・理解力・表現力などの基礎的学力の上に、社会的正義感、法律実務家になるための適性を有し、かつ、厳しい勉学に耐えうる強い意志と学習意欲のある人を求めます。社会人にあっては、さらに豊かな社会経験を有する人を求めます。
- （2）2年短縮コースにあっては、これに加えて、直ちに応用的・発展的学習に入ることができる相当程度の実定法律学の基礎学力を有する人を求めます。

（出典：法科大学院パンフレット、学生募集要項、ホームページ）

本研究科は、アドミッション・ポリシー等の基本情報を記載した法科大学院募集要項及び法科大学院パンフレットを、学内外で実施する入試説明会の参加者、予備校等、受験希望者に広く配布している。《資料6-1-1-2、資料6-1-1-3参照》【解釈指針6-1-1-2】

資料 6－1－1－2

【法科大学院募集要項配布状況】

	16年度	17年度	18年度	19年度
事務用	550	550	100	100
入試説明会	200	200	100	120
予備校等	150	150	100	100
受験希望者	400	400	350	300
計	1,300	1,300	650	620

資料 6－1－1－3

【法科大学院パンフレット配布状況】

	16年度	17年度	18年度
事務用	50	100	100
入試説明会	500	500	500
予備校等	150	150	130
受験希望者	1,300	850	930
計	2,000	1,600	1,660

アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、第1次選抜試験（適性試験・書類審査・小論文試験）、第2次選抜試験（面接試験）及び法学既修者判定のための法学既習者認定試験によって、志願者の適性及び能力等を公正かつ適正に評価して実施されている。この入学者選抜を円滑に適正に行うために、本研究科は、入学者選抜委員会と研究科長が委員長を務める入試実施委員会を設置している。入学者選抜委員会は、主に、入試の企画・立案、試験問題の作成・推敲・点検・保管に関する業務、採点業務、並びに入学者判定資料の作成業務を統括し、入試実施委員会は、主に、書類審査業務及び試験当日の試験監督業務を統括している。入学者選抜委員会が所掌する試験問題の作成・採点等については、試験問題ごとに責任者を置いている。入試実施委員会が所掌する書類審査業務についても、同様に責任者を置き、責任体制を明確にしている。《別添資料 6－1 参照》【解釈指針 6－1－1－1】

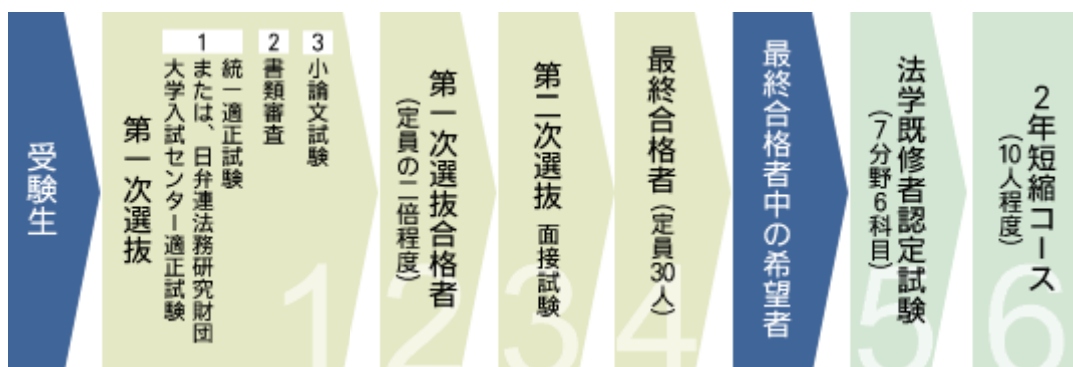
基準 6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

本研究科のアドミッション・ポリシーは、次の3つの要件を入学者の選抜基準として定めている。すなわち、（1）幅広い教養と読解力・理解力・表現力などの基礎学力（以下、要件（1）という。）、（2）社会的正義感、法律実務家になるための適性（以下、要件（2）という。）、（3）厳しい勉学に耐えうる強い意志と学習意欲（以下、要件（3）という。）である。社会人については、さらに、重要な要件として豊かな社会経験を加えている。

本研究科の入学者選抜試験は、上記の要件のそれぞれについて客観的で公平な評価を下すための試験であり、次の入試フローチャートに従って実施されている。



(出典：本研究科ホームページ)

まず、第1次選抜試験は、①大学入試センターが実施する法科大学院適性試験又は日弁連法務研究財団が実施する法科大学院統一適性試験（後者については、平成19年度入学選抜から入学者受入の公平性、開放性、多様性を配慮して導入した）、②書類審査、③小論文試験（《別添資料6-2》参照）の結果を総合評価して、入学定員の約2倍、すなわち、60人程度を選抜するものである。なお、①と②に必要な書類については、出願時に提出を義務付けている。主な提出書類は、Ⅰ法科大学院適性試験又は法科大学院統一適性試験の成績カード、Ⅱ履歴書、Ⅲ成績証明書、Ⅳ自己推薦書として、(A)法律実務家を目指す志望動機（600字以内）、(B)法律家としてのキャリアプラン（1600字以内）、Ⅴ資格取得、外国語能力等の資格及び能力に関する証明書である。

第1次選抜試験において、前述した要件（1）、（2）及び（3）の該当性については、法科大学院統一適性試験の成績カード（第2部〔読解・表現力〕）、Ⅲ成績証明書、Ⅴ資格取得、外国語能力等の法律実務家のキャリア形成に相応しい資格及び能力に関する証明書及び幅広い教養と読解力・理解力・表現力などの基礎学力を判断するための小論文試験の成績を主要な判断要素として、該当性を総合的に評価している。

要件（2）については、Ⅰ法科大学院適性試験又は法科大学院統一適性試験の成績カード、並びにⅣ自己推薦書における(A)法律実務家を目指す志望動機と(B)法律家としてのキャリアプランを主要な判断要素としている。そして、要件（3）については、前述した提出書類ⅠからⅤまでの総合評価点に、③小論文試験の点数を加えて判定している。

次に、第2次選抜試験においては、第1次選抜試験により選抜された者について、面接試験（集団面接、及び必要に応じて個別面接）によって合否判定を行い、合格者を選抜している。ただし、社会人と法学部等以外の卒業者について、その成績が低い場合であっても、合格者全体の3割程度の合格者ができるように、特別の優先枠を設けている。

アドミッション・ポリシーに基づいた第2次選抜試験を実施するために、まず、面接試験が原則として集団面接で行われる。討議資料（《別添資料6-3》参照）を志願者に読ませた後に、5人から6人のグループ別に35分（平成16年度）から40分（平成17・18・19年度）のディベートを課し、志願者の論理性、表現力、社会的関心度等を判定するものである。これにより、要件（1）、（2）及び（3）について、該当性を相対的に総合的に評価し、合否を判定している。

法学既修者判定のための法学既修者認定試験は、第2次選抜試験によって3年標準コースに合格した者のうち、2年短縮コースに入学を希望する者に対して行う論述試験である。2年短縮コースについて、アドミッション・ポリシーは、前述した要件に加えて、「直ちに応用的・発展的学習に入ることのできる相当程度の法律学の基礎学力を有すること」を求めている。2年短縮コースは、1年次の法律基本科目（必修30単位）の履修を免除するに足る法律学の基礎学力を有している者が入学するコースである。

このことから、1年次必修の法律基本科目である憲法・行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の7分野6科目について、論述試験を課している。この論述試験において、1科目でも合格点に達していない場合は、不合格としている。認定者は、平成16

年度の受験者 13 人中 4 人，平成 17 年度の受験者 4 人中 2 人，平成 18 年度受験者 9 人中 2 人，平成 19 年度受験者 2 人中 1 人であり，法学既習者認定は厳格に行われている。《別添資料 6－4 参照》

基準 6－1－3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して，各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして，入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準 6－1－3 に係る状況）

本研究科は，本学の設置している法学部卒業見込みの者又は卒業した者（以下，「自校出身者」という。）について，優先枠を設ける等の優遇措置を一切講じておらず，公平性，開放性，多様性を前提として，すべての入学志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。【解釈指針 6－1－3－1】

この事実は，平成 16 年度から 19 年度までの大学ごとの志願者分類と，第 2 次選抜合格者における自校出身者の占有率（平成 16 年度 41 人中 6 人（14.6%），平成 17 年度 45 人中 8 人（17.8%），平成 18 年度 41 人中 15 人（36.6%），平成 19 年度 32 人中 10 人（32%））（《別添資料 6－5》参照）との比較により確認することができる。また，本研究科は，入学者に対して寄付等の募集をしていない。【解釈指針 6－1－3－2】

基準 6－1－4

入学者選抜に当たっては，法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

本研究科の入学者選抜試験，すなわち，第 1 次選抜試験，第 1 次選抜試験及び法学既修者判定のための法学既習者認定試験の全てにおいて，下記のように，入学者の適性及び能力等は適確かつ客観的に評価されている。

第 1 次選抜試験では，①出願時の提出書類であるⅠ法科大学院適性試験又は法科大学院統一適性試験の成績カード，Ⅱ履歴書，Ⅲ成績証明書，Ⅳ自己推薦書（A）法律実務家を目指す志望動機（600 字以内），（B）法律家としてのキャリアプラン（1600 字以内），Ⅴ資格取得，外国語能力等の法律実務家のキャリア形成に相応しい資格及び能力に関する証明書と，②小論文試験の成績を用いた総合的な成績評価により，第 1 次選抜の合格者を判定している。その配点基準は次のとおりであり，平成 20 年度入学選抜試験から新配点基準を用いることとしている。《資料 6－1－4－1》【解釈指針 6－1－4－1】

配点基準

科目名等	適性試験	小論文	資格等	面接	配点総合
配点(点)	100	80	20	50	250

新配点基準(平成20年度入学者選抜試験から実施)

科目名等	適性試験	小論文	自己推薦書	資格等	面接	配点総合
配点(点)	100	150	10	20	20	300

配点基準の考え方は、次のとおりである。まず、適性試験については、独立行政法人大学入試センターが実施する法科大学院適性試験と日弁連法務研究財団が実施する法科大学院統一適性試験のいずれも可としている。その理由は、どちらの適性試験であっても、法曹となるために必要な適性及び能力を判定するための的確かつ客観的な資料となり得ると考えるからである。そこで、入学志願者の適性試験の点数をそのまま第1次選抜では合格者判定の点数(法務研究財団の統一適性試験の点数は公表されている「対応表」により、大学入試センターの適性試験の点数へ換算している。)として組み入れている。

また、学部における成績、各種資格等に加点を行っている。平成19年度入学者選抜試験までは、他の資格試験と同様に、旧司法試験での短答式試験・論文式試験の合格事由を加点要素としていたが、平成20年度入学者選抜試験から廃止することとしている。《資料6－1－4－1参照》

さらに、法曹となるための必要な適性及び能力を判定するために、本研究科では小論文試験を行い、相手方の主張点を把握し、記述する能力、さらにそれに論理的に反論する能力を見極めている。《別添資料6－2参照》【解釈指針6－1－4－1】

第2次選抜試験では、従来は討議資料(《別添資料6－3》参照)に基づくディベートを5名ないし6名単位で行わせ、相手方の主張を聞き、これに対して口頭で論理的に主張し、反論し、さらに再反論する能力を見極めている。志願者の幅広い教養と読解力・理解力・表現力をも含めた法律家としての適性及び能力を問うことになるが、評価が主観的に陥りやすい弊害を防止するために、3人の試験官によって志願者の能力を判定していた。平成20年度入学者選抜試験に関しては、面接試験の内容と方法を更に見直すこととしている。【解釈指針6－1－4－1】

法学既習者認定試験については、基準6－1－2において述べたとおりであるが、本研究科1年次必修の7分野6科目について履修免除に足りる法律学の基礎学力を備えているかを判定するという観点から、この認定試験は、学説・判例の到達点とその基礎的な理解を問う論述試験としている。【解釈指針6－1－4－1】

なお、これまでの調査によると、入学した学生の入学後の成績は、必ずしも入学者選抜試験の成績と正の相関関係を示していない。その原因を究明し、入学選抜方法について必要な改善を図るために、配点基準の見直しに続き、現在、選抜方法検討専門委員会において小論文試験と面接試験のあり方について検討している。

基準6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

家庭医であるとともに、新たな法的ニーズにも対応できる専門医としての能力を兼備した法曹を養成するためには、法学部の卒業見込み者（新卒者）のみならず、社会人を含めて、多様な知識または経験を有する者を受け入れることが必要であると考えられる。そこで、下記の取り組みを行った。

第1に、試験会場の複数化に取り組んだ。すなわち、平成16年度・17年度入学者選抜試験は、熊本会場のみで実施したが、平成18年度から東京でも入学者選抜試験を実施し、これまで以上に多様な知識又は経験を有する者が入学者選抜にアクセスし易いように条件整備を行った。【解釈指針6-1-5-1】【解釈指針6-1-5-2】【解釈指針6-1-5-3】【解釈指針6-1-5-3】

第2に、第1次選抜試験の提出書類について拡充を図った。すなわち、提出書類（法科大学院適性試験の成績カードと成績証明書）に加えて、自己推薦書として、(A) 法律実務家を目指す志望動機と (B) 法律家としてのキャリアプランの提出を課すとともに、資格取得等を受験生に記述させることにした。これにより、学業外の活動実績等を書類審査の重要な評価要素（加点要素）とする入学者選抜を可能にした。【解釈指針6-1-5-1】【解釈指針6-1-5-2】

第3に、社会人と法学部以外の卒業者（非法学部卒業者）を対象とした優先枠を設けた。すなわち、本研究科は、社会人と非法学部卒業者について、【資料6-1-5-1】のように定義し、合格者のうち社会人は3人、そして社会人と非法学部卒業者が合格者の3割（9人）程度含まれるように選抜することを公表している。これらは、このような社会人等の優先入学枠を設けた趣旨は、社会人や非法学部卒業者が入学者選抜において法学部卒業生よりも成績が低い場合であっても、社会人等を優先して入学させることを意図したものである。しかし、これまでのところ、法学部卒業者と社会人等とで入学者選抜の成績に有意な差異は認められず、この制度を適用した入学者は皆無である。《資料6-1-5-2，資料6-1-5-3，資料6-1-5-4，資料6-1-5-5参照》【解釈指針6-1-5-3】

資料6-1-5-1

法学部・社会人の定義及び社会人等優先入学枠

① 社会人等優先枠

法学部等以外の卒業者及び社会人については、多様な分野の学業成績、職業実績を積極的に評価します。合格者のうち、社会人を3人含めて、社会人と法学部等以外の卒業者が3割（9人）程度含まれるように選抜します。

② 法学部以外の卒業者

法学部以外の卒業者とは、学部・学科のいかんを問わず、大学等で主として実定法以外の分野を学んだ者であり、修得した単位数のうち、実定法以外の科目の占める割合が3分の2以上であるものをいいます。大学院において法学修士、修士（法学）の単位を取得した者及び取得見込みの者は除きます。

③ 社会人

社会人とは、大学の学部を最初に卒業した後、大学における主として昼間の授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、入学時において満3年以上を経ているものをいいます。

(出典：本研究科ホームページ)

資料 6－1－5－2

16 年 度		志願者	合格者	入学者
	社会人	108(47%)	21(51%)	15(44%)
	非法学部	32(14%)	7(17%)	7(21%)
	法学部	88(39%)	13(32%)	12(35%)
	計	228	41	34

17 年 度		志願者	合格者	入学者
	社会人	48(36%)	18(40%)	12(35%)
	非法学部	16(12%)	2(4%)	2(6%)
	法学部	68(52%)	25(56%)	20(59%)
	計	132	45	34

18 年 度		志願者	合格者	入学者
	社会人	42(36%)	14(34%)	13(35%)
	非法学部	19(16%)	7(17%)	6(16%)
	法学部	57(48%)	20(49%)	18(49%)
	計	118	41	37

19 年 度		志願者	合格者	入学者
	社会人	27(31%)	7(22%)	7(25%)
	非法学部	17(19%)	4(13%)	3(11%)
	法学部	44(50%)	21(66%)	18(64%)
	計	88	32	28

6－2 収容定員と在籍者数

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

（基準 6－2－1 に係る状況）

本研究科における年次別及び入学年度別在籍者数と休学者数は、以表に示すとおりである。《資料 6－2－1－1 参照》

本研究科の収容定員は 90 人であるが、平成 19 年 6 月 1 日現在の在籍者数は 97 人で、在籍者数が収容定員を 7 人（7. 8 %）上回っている。この超過人数は、本研究科の専任教員数 20 人から見積もられる収容定員の上限等から判断して、問題となる超過人数ではないと考えられる。したがって、本研究科における教育の理念・目的の達成を阻害する程に、恒常的に収容定員を上回る状態にあるとは言い難く、妥当な状態にある。【解釈指針 6－2－1－1】

平成 19 年度法曹養成研究科在籍者数

(平成 19 年 5 月 1 日)

(年次別)

単位：人

	入学年度	在籍者数	休学者数 (内数)	授業受講生 数	備考
1 年次	19年度入	27	1	26	
	18年度入	13	12	1	受講科目：憲 法 I
	17年度入	2	2	0	
	16年度入	1	1	0	
	1年次計	43	16	27	
2 年次	19年度入	1	0	1	2 年短縮コー ス
	18年度入	21	0	21	
	17年度入	1	0	1	
	16年度入	0	0	23	
	2年次計	23	0	23	
3 年次	18年度入	2	0	2	2 年短縮コー ス
	17年度入	25	1	24	
	16年度入	4	1	3	
	3年次計	31	2	29	
総 計		97	18		

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6－2－2 に係る状況)

本研究科の入学定員は 30 人である。本研究科では、入学者が入学定員を割らないように、辞退者数を予測して合格者を決定している。その結果、受入入学者数は、所定の入学定員と大きく乖離しておらず、入学定員の確保は妥当な状態にある。《資料 6－2－2－1 参照》

平成16年度～19年度入学者選抜実施状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
入学定員	30	30	30	30
志願者	228(58)	132(54)	118(36)	88(26)
受験者	189(46)	104(39)	99(29)	83(25)
1次試験合格者	79(19)	70(30)	71(23)	61(17)
2次試験合格者	41(9)	40(20)	41(17)	32(11)
辞退者	7(1)	11(2)	4(1)	2(0)
辞退率	17.1%	27.5%	9.75%	6.25%
追加合格者	0	5(2)	0	0
入学者	34(8)	34(20)	37(16)	30(11)
入学手続後辞退者				2
3年標準コース	30(7)	32(19)	35(15)	27(10)
2年短縮コース	4(1)	2(1)	2(1)	1(1)

()は女子で内数

2 優れた点及び改善を要する点等

《優れた点》

(1) 本研究科は、教育の理念・目的とともに、これに相応しいアドミッション・ポリシーを設定し、公表している。同時に、入学者選抜の方法とともに、教育活動の特徴等の基本情報として、教育体制、教員組織、修了年限、教育課程、教育方法、成績評価、修了要件、授業料、奨学金制度等の詳細を公表している。これらによって、志願者が本研究科に関する十分な情報を得た上で、本研究科を志望校として選択できるようにしている。

(2) 本研究科の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに即して、責任ある組織と体制の下で実施されており、これにより志願者に選抜を受ける公正な機会が確保されている。

(3) 入学定員と乖離することのないように入学者選抜における合格者の決定が行われている。

《改善を要する点》

入学者選抜試験の成績と入学後の成績の関係について追跡調査等を行い、教育効果を勘案して、入学選抜における小論文試験や面接試験のあり方について、引き続き、必要な改善を図る必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

（基準7-1-1に係る状況）

まず、本研究科では、入学予定者に対して事前学習指導を行っている。平成18年度入学者までは、「法曹養成研究科の入学前学習について」という案内を送付し、法律基本科目について、授業で使用する教科書を示し、教科書採用の意図と学習のポイントについて説明していた。その上で、その理解のために必要な参考文献や学習方法について案内し、少なくとも入学前に学習（理解）しておくことが望ましい事柄を指示していた。《別添資料7-1参照》

しかし、入学予定者が事前学習においてどの程度学習の効果をあげているのかを確認していなかったため、事前学習指導の効果が必ずしも明らかでなかったことから、平成19年度入学予定者については、グループウェア「First Class」での授業システムを構築・利用して、事前学習指導を双方向的なものに改善した。すなわち、内容としては、平成18年度入学者まで行っていた事前学習指導に加えて、その学習効果を確認するため、各法律基本科目の担当教員が事前学習指導で指示した事柄についての設問などを設けて、入学予定者に解答を求めるとともに、質問なども受け付け、教員がこれに答えるというシステムにして、入学予定者と教員との間のやりとりを通じて、事前学習指導の効果を確保するとともに、その教育効果をあげるよう努めている。【解釈指針7-1-1-1】

次に、法学未修者に対しては、まず、新入生ガイダンスにおいて、電子シラバス、カリキュラム、履修モデル、履修科目の登録上限、厳格な成績評価、進級制度などについて具体的に説明するとともに、理論教育（法律基本科目など）が実務教育（法律実務基礎科目など）とどのように結びついているのかということを示して、履修指導を行っている。《別添資料7-2、別添資料7-3参照》

また、これらに加えて、法律基本科目（1年次科目）の学修が適切に行われるように、学生支援委員会をはじめ、学年担任（平成19年度からは「学年チーフインストラクター」と名称変更）あるいはインストラクターが個別的に履修指導を行っている。

とりわけ、本研究科においては、専任教員がインストラクターとして各学年2・3人程度の学生を担当し、修学上（及び生活上）の相談相手となっている。このように、きめ細やかに履修指導している点は大きな特徴である。《資料7-1-1-1、別添資料7-4、別添資料パンフ19参照》

さらに、平成19年度からはこのインストラクター制度を、より充実させ、研究者教員と実務家教員がペアとなって連携してより細かく学生に対応することとした。

また、本研究科の専任教員は各自、授業担当時間以外に、週2コマ（90分×2）のオフィス・アワーを設定して、学生の質問や相談に応じているので、法学未修者の履修指導については、上記インストラクターなどのほかに、法律基本科目の担当教員によってもその担当科目に関して行われている。《資料7-1-1-1、別添資料7-5参照》

なお、法学未修者に対して効果的な履修指導を行うため、1年次必修科目担当者会議（法

律基本科目（1年次科目）を担当している教員全員による会議）を開催し、法学未修者の学修の進み具合等について情報交換を行い、教員連携による指導方法について検討している。《別添資料7-6参照》【解釈指針7-1-1-2】

資料7-1-1-1

I 履修案内

：

：

1.1 学習支援

（1）学年チーフインストラクター及びインストラクター

専任教員はインストラクターとして、学年チーフインストラクターと連携を取りながら、学生からの修学及び生活上のさまざまな相談に応じて、きめの細かい指導等を行います。

インストラクターは持ち上がりで、一人ひとりの学生に対処します。

（2）オフィス・アワー

専任教員は、インストラクターとして、学生からのさまざまな相談に応じるため、また担当授業科目についての質問を受けるために、週2コマのオフィス・アワーを設けています。

オフィス・アワーを利用する場合は、事前に予約を取ってください。

（出典：平成19年度学生便覧）

法学既修者は、本研究科における既修者認定試験（7分野6科目）を受けて合格し、「直ちに応用的・発展的学習に入ることのできる相当程度の法律学の基礎学力を有する」と判定された者である。このような法学既修者に対する履修ガイダンスについては、在学生ガイダンス（2年生・3年生対象）に出席することとした上で、カリキュラムの内容とともに2年次科目・3年次科目の各科目の履修内容について説明を行い、さらに、理論教育と実務教育との結びつきについて学生の理解を深めるための説明も行っている。

平成18年度後期のガイダンスでは、実務家教員が、これまで学んできた法律知識（理論的知識）が実務科目とどのようにかかわっていくのか、そして、実務教育の特徴はどのような点にあるのかなどについて説明を行い、その重要性を理解させている。《別添資料7-3、別添資料7-7参照》

その他、理論教育と実務教育との架橋を図るための具体的・個別的な履修指導については、オフィス・アワーの活用をはじめとして、学生支援委員会、学年担任（学年チーフインストラクター）、インストラクターなどがその対応に当たっている。【解釈指針7-1-3】

本研究科の「教育上の理念・目的」は、「豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成し、もって地域住民に対するリーガルサービスの需要に応える」というものである。そこで、豊かな人間性、幅広い教養などを身につけるためには、司法試験受験科目に偏った履修をせず、本研究科において用意されている科目を幅広く履修することが必要であるとの認識のもとに、履修ガイダンスなどの履修指導の機会を捉えて学生が幅広く履修するよう指導している。とくに、学生が偏った履修申請を行わないように、学生の履修届の内容をインストラクターが確認している（履修届にインストラクターの確認印が必要となっている）。《別添資料7-8参照》

その結果として、たとえば、平成18年度についてみると、2年生・3年生は、前学期では、「日本法制史」、「英米法」、「インターネットと法」などの（司法試験受験科目とは

直接関係のない) 選択科目を、後学期では、「法社会学」、「法政策学」、「法と経済学」、「医療と法」、「情報法」、「法哲学」などを履修している。《資料3-1-1-2, 資料3-1-1-3 参照》

また、専門的資質・能力及び高い倫理観の育成については、本研究科で用意している法律基本科目等をきちんと学修することが必要であることから、普段からのインストラクターによる履修指導がなされていることはもちろんであるが、前学期及び後学期の試験成績結果が明らかになった時点において、インストラクターは具体的成績資料をもとにその担当学生に対して個別的な履修指導を行っている。そして、この履修指導をより効果的に行うために、学生全体の履修状況を把握する目的でインストラクター会議を個別的履修指導の前に行っている。《別添資料7-9 参照》【解釈指針7-1-1-4】

基準7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準7-1-2に係る状況)

まず、【基準7-1-1】の分析において述べたように、本研究科では学生支援委員会、学年担任(学年チーフインストラクター)及びインストラクターの制度を設けており、そこで一般的な学習相談・助言を行っている。そして、これらの体制は、学習に関する学生の意見を汲み上げるという機能を有しており、とりわけ、普段から学生との接触が密であるインストラクターは、学生との話の中からさまざまな意見を汲み上げて、これをインストラクター会議などに提示して、本研究科の運営に活かすよう努めている。《別添資料7-9 参照》

次に、本研究科では、専任教員が21人いる(平成18年度後学期。平成19年度は、専任教員2人が他大学へ転出したため、専任教員は19人(学内措置によるみなし専任2人を含む。)である)のに対して1学年の学生定員は30人であるため、インストラクターないし学年担任(学年チーフインストラクター)とその担当学生という関係になくとも、学生と教員との関係は一般的にかなり緊密である。そのため、普段から、教員と学生とのコミュニケーションは比較的十分に図られており、各科目について学生は気軽に担当教員に学習相談を行っている。

このような状況を前提として、学習相談・助言体制としては、専任教員全員がオフィス・アワーを設けており、そこで、学生からの学習相談などを受けるとともに適切な助言を行うこととしている。このオフィス・アワーは、できるだけ学生に利用しやすい時間に週2コマとることになっており、各教員のオフィス・アワーの時間は「授業時間割」に表示し、学生には周知を図っている。《別添資料7-5, 別添資料便覧19 参照》

また、『授業計画書』には教員名簿を掲載して、そこに各教員の研究室の電話番号を記載しており、学生が教員への連絡をとりやすいように配慮している。《別添資料シラバス18[71頁] 参照》さらに、法律基本科目の担当教員は法学未修者のための補習を行っている者も多い。【解釈指針7-1-2-1】

以上のように、本研究科では、学習相談、助言体制を有効に機能させるための制度は整っている。平成18年11月に附属臨床法学教育研究センターを設置し、そこに法律相談室2室、会議室1室が設けられ、これらの部屋は学生の学習相談・助言のためにも利用できることとした。今後、相談件数が増加するとともに、その内容も複雑化していくことが考えられるので、施設の拡充等の要求を行うこととしている。【解釈指針7-1-2-2】

基準7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準7-1-3に係る状況)

本研究科出身の弁護士などによる学習支援体制を確立して、学生の学習支援に努める予定である。しかし、その実現のためにはなお時間を要するため、このような現状を補完するための学習支援体制として、民間企業との業務委託による技術支援者の協力を得て、本研究科で行われる講義をすべて収録し、科目別にDVDに保存している。学生は、必要に応じて、DVDを再生することによりその講義を再現することが可能となり、学習の効果を高めている。《別添資料7-10参照》なお、平成18年度には、学生から要望の多い科目については、授業録画映像をサーバーにあげて、学生がいつでもどこからでも受講した授業を再度見ることができるようにして学習の便宜をさらに図る制度を構築し、平成19年度より稼働している。

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

学生の経済的支援として、本研究科では、奨学金については、日本学生支援機構の奨学金を利用することを勧めている。《別添資料7-11参照》また、低金利の教育ローンとして、肥後銀行が「熊本大学法科大学院教育ローン」を設けており、その利用も勧めている。《別添資料7-12参照》この両者については、学生便覧や「法科大学院パンフレット」などに掲載して、学生に周知している。《別添資料便覧18[19頁]参照》また、それぞれ説明会を開催して、奨学金については学務部学生課奨学係により、教育ローンについては肥後銀行の担当者により、その具体的内容や手続きについて説明している。奨学金利用の相談・助言については学務部学生課経済支援担当が行っている。奨学金の利用実績(平成16年度～平成18年度)については、《資料7-2-1-1参照》の通りである。なお、肥後銀行の教育ローンについては、問い合わせをした者は数名いたようであるが、現在のところ実際にこれを利用している者はいない。【解釈指針7-2-1-1】

また、本研究科の2年短縮コースは、平成19年度から「教育訓練給付制度」の対象講座として指定を受け、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者であったもの(就職先)が、2年短縮コースを修了した場合、支払った入学金及び授業料の一部に相当する額がハローワークから支給されることとなった。この制度については、本研究科ホームページで周知を図っている。

資料7-2-1-1

法曹養成研究科奨学金採用状況

日本学生支援機構(旧日本育英会)奨学金

			申請者数	推薦者数	採用者数		
平成 16 年度	予約	第 1 種	24	6	6	*	
		第 2 種		12	10		
	大学院(在学)	第 1 種	7	1	1		
		第 2 種		6	6		
平成 17 年度	予約	第 1 種	11	3	3		
		第 2 種		7	7		
	大学院(在学)	第 1 種	7	6	6		
		第 2 種		1	1		
平成 18 年度	予約	第 1 種	12	4	4		
		第 2 種		0	0		
	大学院(在学)	第 1 種	18	5	5		* *
		第 2 種		14	14		
注)奨学金の採用は、入学前の予約採用と入学後の在学採用があり、予約採用で不許可になった学生においても再度在学採用で申請することが可能である。その在学採用においては申請者全員が採用になっている。 * 12 名全員が採用になっていたが、2名は奨学金を辞退している。 * * 第一種及び第二種奨学金の両方採用になった学生が1名いる。							

(出典：大学院教務企画係資料)

(出典：大学院教務企画係資料)

続いて、奨学金や教育ローンのほかに、学生の経済的支援の制度として、入学金及び授業料の減免に関する制度がある。この制度は、経済的理由によって入学金又は授業料の納入が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者について、入学金又は授業料を全額又は半額免除するという制度である。《別添資料7-1-3参照》この制度を利用することにより、学生の経済的な負担はかなり軽減されている。

この制度については、合格通知の際に案内しており（《資料7-2-1-2参照》）、また、入学後においては、学務部学生課経済支援担当が授業料免除ガイダンスを行っている。また、同制度の利用についての相談・助言についても学務部学生課経済支援担当が行っている。この制度の利用実績（平成16年度～平成18年度）については、《資料7-2-1-3》のとおりである。【解釈指針7-2-1-1】

資料7-2-1-2

VI. 入学手続

:

3. 入学手続時の必要経費

入学料 282,000円

注) 入学料免除の申請手続等は、合格通知の際に案内します。

:

VII. 授業料, 奨学金等

:

1. 授業料

年額804,000円

(1) 授業料の納入方法, 免除の申請手続等については、合格通知の際にお知らせします。

:

(出典: 平成19年度熊本大学大学院法曹養成研究科学生募集要項)

資料7-2-1-3

熊本大学法科大学院入学料・授業料免除実績

平成16年度				
区分	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
入学料	8	0	4	4
前学期授業料	11	8	1	2
後学期授業料	16	6	1	9
平成17年度				
区分	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
入学料	9	0	6	3
前学期授業料	23	8	1	14
後学期授業料	13	5	2	6
平成18年度				
区分	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
入学料	8	0	5	3
前学期授業料	20	7	3	10
後学期授業料	14	8	2	4

(出典: 大学院教務企画係資料)

次に、学生の健康診断及び相談については、熊本大学保健センターが行っている。毎年4月に行われる定期健康診断のほか、健康相談、特別健康相談（熊本大学医学部附属病院各科の専門医が担当する）、心とからだの悩みなんでも相談、生活習慣病（高血圧・心臓）相談、性に関する相談などが行われている。《別添資料7-14, 別添資料7-15参照》。

本研究科では、平成18年度に、教職員および学生を対象に、保健センター所長によるメンタルヘルス・ケア講演会「保健センターからみるメンタルケアの留意点」を開催し(11月29日)、学生の精神的健康の保持・増進、不健康状態が生じた場合の対応方法などについての講演を行った。また、平成19年度の新入生・在学生ガイダンスにおいても、同所長によるメンタルケアについての講演を行った。《別添資料7-16, 別添資料7-3参照》

学生の生活相談については、本研究科では、学生支援委員会での対応をはじめ、学年担任(学年チーフインストラクター)やインストラクターが細やかに対応している。《別添資料7-4参照》。なお、保健センターが行っている「心とからだの悩みなんでも相談」は、生活上のあらゆる悩みについての相談の場であり、学生の生活相談に役立つ制度である。

各種ハラスメントの相談については、本研究科固有の制度はないが、セクシュアル・ハラスメントに関する全学組織としてセクシュアル・ハラスメント防止委員会がある。同委員会では「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を作成するとともに、各部局にセクシュアル・ハラスメント相談員を置いて、セクシュアル・ハラスメントの被害についての相談を受ける体制を整えている。《別添資料7-17参照》また、セクシュアル・ハラスメント防止のパンフレットを作成・配布して、セクシュアル・ハラスメント防止制度の周知に努めるとともに、研修会や講演会を開催して、セクシュアル・ハラスメント防止啓発に努めている。《別添資料7-18参照》

セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントについては、同和・人権問題委員会が担当し、ハラスメントの防止・排除等に関して必要な対応を行っている。ハラスメントに関する苦情相談は、相談員等がこれを受けることになっており、相談員は前記セクシュアル・ハラスメント相談員が兼ねている。《別添資料7-19参照》【解釈指針7-2-1-2】

7-3 障害を持つ学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害を持つ者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害を持つ学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準7-3-1に係る状況)

身体に障害を持つ者に対しては、本研究科では、現在のところ、基本的には、大学の基準に基づいて、受験機会の確保や学習上の支援、施設・設備の充実等を進めている。

具体的には、受験機会の確保については、大学入試センターの法科大学院適性試験においてなされる特別措置と同様の措置をとることとしている。《別添資料7-20参照》そのため、「熊本大学大学院法曹養成研究科学生募集要項」においては、身体に障害があり、受験上特別の配慮を必要とする場合は、出願前にその旨を申し出てもらうことにしており、その申出に応じて(障害の種類や程度に応じて)、必要な特別措置をとることとしている。《資料7-3-1-1参照》たとえば、難聴の者については、席を試験場の前のほうに用意するとか、両足の不自由な者については車椅子で受験ができるように受験場を設定するといった配慮をしている。【解釈指針7-3-1-1】

また、修学上の特別措置についても、受験の場合と同じく、出願にあたって申し出てもらうことになっている。これまで障害を持つ者が入学した実績はないが、障害を持つ者が実際に入学してきた段階では、その者の障害の内容及び程度に配慮して、ノートテイクによるサポートなど適切な支援体制をとることとしている。また、入学後の対応の

ための窓口としては学生支援委員会があり、学生からの申出に応じて具体的に対応することになっている。【解釈指針7-3-1-3】

資料7-3-1-1

Ⅲ. 出願手続

- ：
3. 身体に障害のある入学志願者の事前相談について

身体に障害があり、受験上及び修学上特別の配慮を必要とする場合は、出願前に事前にご相談ください。

：

(出典：平成19年度熊本大学大学院法曹養成研究科学生募集要項)

身体に障害を持つ学生のための施設・設備の充実に関しては、廊下などの段差を解消するためにスロープを設けており、また、身体障害者用のエレベーターやトイレを設置するなどして、修学のために必要な基本的な施設・設備の整備・充実に努めている。《別添資料7-21参照》さらに、平成18年度においては障害を持つ学生がより円滑に校舎内を移動できるようにするため、校舎入口のドアを自動ドアにするとともに、スロープの設置箇所を増設した。また、学生の自習室にも身体障害者用のトイレを設置した。《別添資料7-21参照》【解釈指針7-3-1-2】

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

(基準7-4-1に係る状況)

職業支援（キャリア支援）について、本研究科の組織としては学生支援委員会があり、学生の目指す進路の選択について相談を受け助言をすることになっている。しかし、現在のところ、1年生・2年生はもとより、進路選択が現実の問題となってくる3年生についても、そのほとんどが法曹志望であるため、主として、インストラクターが個別的に対応して、学生の希望を聞きながらきめ細かな指導・助言を行っている。《別添資料7-4参照》【解釈指針7-4-1-1】

就職支援・進路相談に関する熊本大学の全学組織としては、熊本大学進路支援委員会がある。《別添資料7-22参照》また、事務組織として、平成17年度からキャリア支援課が設けられており、学生の進路・就職などについての相談に応じている。《別添資料7-23、別添資料7-24、別添資料7-25参照》

なお、本研究科では、修了者の司法試験合格までの学習支援制度として、「法務学修生」の制度を設けている。この制度により、修了生は、本研究科を修了した年の9月までは、無償で、在学中と同様に自習室等を利用して勉強することができる。また、それ以降も引き続き利用が必要な場合には、更新することも認められている。《別添資料7-26参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

《優れた点》

(1) 履修指導体制につき、まず、本研究科の全体的なものとしては、入学前、入学時そして各期（前学期・後学期）修了時において、その時期に適切な履修指導を行う体制を整備しており、個別的なものとしては、学生支援委員会、学年担任（学年チーフインストラクター）及びインストラクターが日常的に履修指導を行うようにしている。とりわけ、入学前の学習指導において、グループウェア「First Class」での学習支援システムを構築・利用して、入学予定者と教員との間で双方向の指導を進めようとしている点、そして、入学後においては専任教員がインストラクターとなって（そして、平成 19 年度からは研究者教員と実務家教員とがペアとなって）各学年 2・3 人程度の学生を担当し、その学生について修学上の相談相手となってきめ細やかな助言・指導をしている点は、特筆できる。また、少人数教育が行われているため、学生と教員との関係が緊密であり、学生が気軽に教員に対して学習相談をすることができる。

(2) 講義収録システムは学生が必要に応じて DVD を再生することによって授業内容を確認することができ、さらには、学生からの要望の多い科目については、学生がいつでもどこでも何度でもウェブ上で授業録画映像を再現することができるようにしていることは、学習の効果を高めることに大いに役立っている。

(3) 修了生に対する学習支援制度としては、全国に先駆けて法務学修生の制度を設けている。

《改善を要する点》

(1) 学習相談・助言体制の整備について、学習相談室のような施設の設置が望まれるとともに、学習支援体制の整備について、本研究科出身の弁護士などによる支援体制を設けることが必要であると考えられる。

(2) 生活支援等に関して、各種ハラスメントに対する防止・相談体制について、本研究科固有の制度を設けて、より細かな対応ができるようにする必要がある。また、職業支援（キャリア支援）について、学生支援委員会を拡充して、学生の進路選択に必要な情報の収集・管理、さらには助言・指導をより充実した形で行える体制を整える必要がある。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本研究科は法曹養成専攻1専攻である。平成19年度においては、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有する専任教員を19人置いている。まず、これらの教員は、「(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」又は「(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」に該当し、かつ「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」である(【基準8-1-2】参照)。

また、本研究科の規模(入学定員30人)を基準にして置かれるべきとされる専任教員の数12人であるから、本研究科は十分な数の専任教員を置いているといえる(【基準8-2-1】参照)。

専任教員の採用および昇任に関しては、【基準8-1-3】の分析において述べているように、教員の研究・教育上の能力等を適切に評価するための体制が整備されている。また、本研究科の専任教員の配置に関しては、【基準8-2-2】の分析において述べているように、「法律基本科目」群について9人、「法律実務基礎科目」群について5人、「基礎法学・隣接科目」群について1人、「展開・先端科目」群について4人を配置しており、すべての科目群について専任教員を配置し、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であるといえる。また、実務家教員の数も、本研究科で置くべき人数は3人であるところ、平成19年度は6人(学内措置によるみなし専任2人を含む。以下、本章における実務家教員の数(6人)について同じ。)であり、十分な数の実務家教員を置いている(【基準8-3-1】参照)。そして、この実務家教員のうち、弁護士4人、検察官1人であるから、実務家教員のうち少なくとも3分の2は法曹としての経験を有する者であることという基準を満たしていることも明らかである(【基準8-3-2】参照)。このように、本研究科では実務教育についても十分な教員配置をなしているといえる。専任教員の担当授業科目の比率については、【基準8-4-1】の分析において述べているように、教育上主要と認められる授業科目(法律基本科目、展開・先端科目)については専任教員をすべて配置している。

なお、本研究科では、平成19年度においては、非常勤教員は54人おり、主として「法律実務基礎科目」群(特に、エクスターンシップ)、「基礎法学・隣接科目」群および「展開・先端科目」群を担当している。その内訳は、本学の法学部教員が13人、医学部教員が1人、他大学の教員が14人、裁判官1人、弁護士25人である。

教員の担当する専門分野に関する高度な教育上の指導能力については、自己点検・評価を実施する際に評価項目の一つとして確認し、根拠資料とともに公表している。【解釈指針8-1-1-1】

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8-1-2に係る状況)

本研究科(法曹養成専攻)は、平成19年度には19人の専任教員(学内措置によるみなし専任2人を含む。以下、本章における専任教員数(19人)について同じ。)を置いているが、そのうち、研究者教員13人、実務家教員6人である。13人の研究者教員については、研究業績からわかるように全員が「(1)専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」に該当し、かつ、《別紙様式3》に示す「担当科目」と十分な教員経験からして、「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」であるといえる。平成19年度の6人の実務家教員については、《別紙様式3》に示す「担当科目」と実務家(弁護士、検察官、地方公共団体法務担当経験者)としての十分な経験からして、「(2)専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」に該当するとともに「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力がある」と認められる。なお、本研究科に平成19年度在籍の19人のうち、平江教授(検察官)と田中教授(弁護士)以外の専任教員については、本研究科設置の際に、そして、平成18年度後学期採用の平江教授と田中教授については、その採用の際に、設置審の教員審査において「適格」と判定されており、教育上の指導能力については問題がないと考えられる。《別添資料8-1参照》

教員の担当する専門分野に関する教育上の指導能力については、自己点検・評価を実施する際に評価項目の一つとして確認し、公表している。【解釈指針8-1-2-1】

また、教員の社会貢献活動については、個人活動評価の一つの領域として評価を行っているが、公表の在り方については、今後検討する必要がある。【解釈指針8-1-2-2】

基準8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準8-1-3に係る状況)

本研究科では、教員の採用及び昇任については、教授会が人事委員会の発議に基づいて選考委員会を設け、同委員会が候補者について業績、人格、学歴、職歴、その他必要な調査を行い、選定(審査)を行う。《資料8-1-3-1参照》そして、その選定(審査)にあたっては、大学院法曹養成研究科における教育を担当するのにふさわしい教育上の能力を有していることを候補者の必須の要件としている。《資料8-1-3-2参照》また、教員の採用にあたっては、基本的に公募により選考を行うこととしており、そこで候補者によるプレゼンテーション及び模擬授業の実施などを求めることによって、その教育上の能力を判断することとしている。

兼任教員や兼任教員の採用にあたっては、教育職員選考内規の規定に準じて、教授会において選考(審査)を行っている。

資料8-1-3-1

(趣旨) 第1条 熊本大学大学院法曹養成研究科の教育職員の採用及び昇任の選考については、国立大学法人熊本大学教育職員選考規則（平成16年4月1日制定）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。 ⋮ (選考委員会) 第3条 教授会は、人事委員会の発議に基づいて、教授選考の必要がある場合には、選考委員会を設ける。 ⋮ (選考方法) 第4条 選考委員会は選考の基準を作成し、教授会の議に付す。 2 選考委員会は、候補者について業績、人格、学歴、職歴、その他必要な調査を行い、教授候補者若干名を選定し、その審査の結果を書面により教授会に報告する。 ⋮ (准教授の選考) 第6条 准教授の選考については、教授の選考に準じて行う。 (出典：熊本大学大学院法曹養成研究科教育職員選考内規)

資料8-1-3-2

(教育職員の選考) 第2条 教授及び准教授の選考は、大学院法曹養成研究科における教育を担当するにふさわしい教育・研究上の能力を有し、大学運営及び社会に貢献すると認められる者について、それぞれ次条以下の基準により行う。 (出典：熊本大学大学院法曹養成研究科教育職員選考基準)

8-2 専任教員の配置と構成

基準8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

(基準8-2-1に係る状況)

本基準の前半部分に述べられている「平成11年度文部省告示第175号の別表第一及び

別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）は、本研究科については「7人」である（5人（研究指導教員の数） $\times 1.5 = 7.5$ 人）。次に、「同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数」は、「5人」である。したがって、本基準の前半部分に述べられているところによれば、本研究科に置かなければならない専任教員数（最低限必要な教員数）は、「12人」（7人+5人）ということになる。

次に、本基準の後半部分に述べられている「同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる）につき1人の専任教員が置かれていること」については、次のとおりである。まず、「同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員」は本研究科については「20人」である。これに4分の3を乗じると、「15人」（20人 $\times 3 / 4 = 15$ 人）となる。本研究科は1学年の定員が30人であり、3学年合わせた収容定員は90人であるから、これを先ほどの15人で除すと、「6人」（90人 $\div 15$ 人=6人）の専任教員が必要ということになる。

本基準では、その前半部分に述べられている人数（12人）が満たされていると同時に、後半部分に述べられている人数（6人）が満たされていることが必要であるが、本研究科では、平成19年度は19人の専任教員を置いているので、この基準を十分に満たしている。

【解釈指針8-2-1-1】

また、専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は原則として教授であることが必要とされているが、本研究科の専任教員19人のうち、16人が教授であるから、要求されるレベルには十分に達している。《別紙様式4参照》【解釈指針8-2-1-2】

さらに、「法律基本科目」（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）の担当教員については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれていなければならないが、本研究科における「法律基本科目」の担当教員については、研究業績及び教員経験からして、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員であるといえる。《別紙様式1参照》なお、【解釈指針8-2-1-3】にいう「当該科目を適切に指導できる専任教員」というのは、「設置審査における基準と同様の趣旨であると考えている」（『法科大学院認証評価に関するQ&A』9頁）ということであるから、【基準8-1-2】の分析とところで述べたように、本研究科では、「法律基本科目」を担当している教員は全員設置審査において「適格」と判定されているので、問題ないといえる（なお、法科大学院評価基準『第8章（8-1：教員の資格と評価）に係る取扱いについて』（平成19年2月）においても同旨の記載がなされている）。【解釈指針8-2-1-3】

基準8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準8-2-2に係る状況）

本研究科の「教育上の理念・目的」は、「豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成し、もって地域住民に対するリーガルサービスの需要に応える」というものである。そのため、司法試験受験科目に偏った履修をせず、本研究科において用意されている科目を幅広く履修することを学生に勧めるとともに、「基礎法学・隣接科目」群や「展開・先端科目」群にも専任教員を配置して、その充実を図っており、「基礎法学・隣接科目」群に1人、「展開・先端科目」群に2人の専任教員を配置している《別紙様式4参照》。本研究科における専任教員の配置については、平成19年度においては、「法律基本科目」群28科目中（共通科目「法学」を除く）、「民法Ⅰ」「民法Ⅲ」「商取引法」を除いた25科目を9人の専任教員で担当しており、「法律実務基礎科目」群についてはすべての科目を6人の専任教員で担当している。このように、本研究科では、

各科目群における学生の履修すべき単位数やその授業形態などから考えて、すべての科目群についてバランスよく専任教員を配置しているといえる。《別紙様式1 参照》【解釈指針8-2-2-1】

また、専任教員の年齢構成も、教授では60歳代5人、50歳代9人、40歳代1人、30歳代1人、准教授では40歳1人、30歳代2人というバランスのとれた構成になっている。

【解釈指針8-2-2-2】

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準8-3-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準8-3-1に係る状況）

本基準に述べる「基準8-2-1に規定する専任教員の数」は「12人」であるから、その「2割」は、2.4人である。そうすると、本研究科では、専任教員の「おおむね2割以上」とは、「3人以上」の専任教員ということになり、この3人以上の専任教員が「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」であればよいということになる。本研究科には実務家教員が平成19年度には6人おり、その内訳は、弁護士4人、検察官1人、地方公共団体法務担当経験者1人である。これらの専任教員については、職歴からも明らかなように、そして、【基準8-1-2】の分析のところで述べたように、本研究科設置の際、および、その後の教員採用の際に、設置審の教員審査で全員が「適格」と判定されていることからしても、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること」については問題ない。そして、これらの実務家教員が担当する科目は、《資料8-3-1-1》に示しているように、その実務経験との関連が認められる科目である。《別紙様式3 参照》。【解釈指針8-3-1-1】

資料8-3-1-1

実務家教員名	経験実務内容 経験年数（平成19 年5月現在）	担当科目
原 田 卓	弁護士 11年11カ月	民事実務基礎演習Ⅰ，民事実務基礎演習Ⅱ，民事法総合Ⅰ(*)，民事法総合Ⅱ(*)，エクスターンシップ，法情報調達(*)
林 勝 美	地方公共団体法務 担当者 37年1カ月	公共政策と法，地方自治と法
平 江 徳 子	検察官 12年1カ月	刑事法総合，刑事実務基礎演習Ⅰ，刑事実務基礎演習Ⅱ
福 山 素 士	弁護士 21年1カ月	民事実務基礎演習Ⅰ，民事実務基礎演習Ⅱ，民法発展Ⅰ(*)，民法発展Ⅱ(*)，エクスターンシップ
猿 渡 健 司	弁護士 10年5カ月	刑事実務基礎演習Ⅰ，刑事実務基礎演習Ⅱ，エクスターンシップ
田 中 俊 夫	弁護士 22年1カ月	エクスターンシップ，リーガル・クリニック
「*」のついた科目については平成19年度からの担当科目である。 「平江徳子」及び「田中俊夫」の2名は、学内措置によるみなし専任である。 （出典：教員一覧）		

基準8-3-2

基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準8-3-2に係る状況)

本研究科では、「基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員」は、平成19年度は6人であり、そのうち5人は「法曹としての実務の経験を有する者」である（原田教授、福山教授、猿渡教授、田中教授は弁護士であり、平江教授は検察官である）。したがって、本研究科では、本基準の定める「3分の2」（3人×2/3＝2人）という数は満たされている。《別紙様式3参照》

8-4 専任教員の担当科目の比率**基準8-4-1**

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準8-4-1に係る状況)

「教育上主要と認められる科目」としては、法科大学院教育のコアとなる授業科目や各法科大学院においてカリキュラムの特色として掲げる授業科目などが挙げられる（「法科大学院認証評価に関するQ&A」10頁）。したがって、本研究科においては、「教育上主要と認められる科目」としては、「法律基本科目」（「法科大学院教育のコアとなる科目」と「展開・先端科目」（「法科大学院においてカリキュラムの特色として掲げる科目」とを挙げることができる。そして、【解釈指針8-4-1-1】では、これらの科目のうちの必修科目については、その授業のおおむね7割以上が専任教員によって担当されていることが要求されている。そこで、本研究科におけるこれらの科目についてみると、平成19年度においては、必修科目は、「法律基本科目」については28科目、「展開・先端科目」については1科目であり、総計29科目である（《別紙様式1、別紙様式3参照》）。この29科目のうち、専任教員が担当しない科目は、「法律基本科目」では3科目（民法Ⅰ・民法Ⅲ・商取引法）だけであり、「展開・先端科目」では「専門分野基礎」1科目が専任教員のみでは担当していない科目である。したがって、「法律基本科目」および「展開・先端科目」とも【解釈指針8-4-1-1】の基準は十分に満たしているといえる。なお、「専門分野基礎」は平成20年度から廃止される（新カリキュラム）。

また、複数の教員が担当するオムニバス方式の授業科目（例えば、「医療と法」「環境問題と法」など）においては、1人の専任教員がシラバス責任者となって、シラバスの作成はもちろん、その授業科目全体の運営や成績評価等について責任を負っている。《別添資料8-2》

8-5 教員の教育研究環境**基準8-5-1**

法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8-5-1に係る状況)

本研究科の専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間30単位を超える授業負担の教員はおらず、20単位を超える者が2人（平成18年度：多田教授22.4単位、若色准教授21.6単位）いるだけであり、他の教員はすべて20単位を超えない授業負担となっている。したがって、本研究科の教員の授業負担は適正な範囲内にとどめられているといえる。《別紙様式3参照》【解釈指針8-5-1-1】

基準8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8-5-2に係る状況)

本研究科では、専任教員について、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間を与えるよう、サバティカル制度を導入する方向で検討しているが、教員が担当する科目によってはその利用について難易（サバティカル期間中の代替教員の確保などの難易）の差が大きく、全ての専門分野への導入については難しい問題が残っている。

基準8-5-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準8-5-3に係る状況)

本研究科では、人文社会科学系事務部に法曹養成研究科担当の事務職員を配置するとともに、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助を行うため、人文社会科学系事務室とは別に法曹養成研究科事務室を設け、非常勤職員2人を置き、次の業務を行っている。

1. 教材印刷
2. 定期試験の答案などのPDF化による保存
3. 教員からの物品（図書を含む）購入依頼受付及び手配
4. 図書の配架及び管理
5. 複写機及びリソグラフ等機器の管理（消耗品、印刷用紙、トナー等の補給及び修理依頼）
6. 研究科が使用する教室等の鍵の管理及び帯出・返却の受付 など

2 優れた点及び改善を要する点等

《優れた点》

(1) 本研究科では、【基準8-2-1】において配置しなければならないとされる専任教員の数「12人」を大きく上回る数の専任教員を置いており、平成19年度は19人の専任教員を置いている。しかも、これらの専任教員はすべて「専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」もしくは「専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」であって、「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」である。

(2) 専任教員のうち、平成19年度においては、教授16人、准教授3人であり、その年齢も60歳代から30歳代までバランスのよい年齢構成となっている。また、本研究科における教育上主要と認められる科目、とりわけ、そのうちの必修科目29科目についてはそのほとんどを専任教員が担当している（「民法Ⅰ」、「民法Ⅲ」、「商取引法」、「専門分野基礎」の一部についてのみ非常勤教員が担当しているにすぎない）。したがって、適正なバランスのとれた教員組織が構成され、責任ある教育体制がとられている。

(3) 実務家教員については、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者」として【基準8-3-1】において本研究科に要求される人数は「3人」であるが、本研究科ではこのような実務家教員を平成19年度では6人（うち、5人が法曹実務経験者）置いており、理論教育と実務教育との架橋をはかるための教育体制も十分に整っているといえる。

(4) 本研究科では教員の採用にあたっては、その教育上の能力を判定するため、候補者にプレゼンテーションおよび模擬授業の実施を求めている。

《改善を要する点》

相当な研究専念期間を教員ごとに確保するためのサバティカル制度については、その導入に向けて検討中であるが、教員の担当する授業科目によっては困難な問題が残っているため、そのような授業科目を担当する教員については、教育以外の負担を軽減するような体制を作るよう検討している。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本研究科は、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、熊本大学教授会等規則及び熊本大学大学院法曹養成研究科教授会規則に基づき、法曹養成研究科教授会を置いている。教授会は、本研究科の授業を担当する専任の教授及び准教授のほか、教授会で認められた本研究科の授業を担当する法学部の専任の教授によって構成する。

《資料9-1-1-1、資料9-1-1-2参照》【解釈指針9-1-1-1】

教授会は、本研究科の専任の長である法曹養成研究科長が、議長を務める（法曹養成研究科教授会規則第4条）。《別添資料9-1参照》【解釈指針9-1-1-2】

教授会は、本研究科の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について審議決定する（同規則3条1項）とされ、定例として毎月第2水曜日に開催し、必要に応じて臨時教授会を開催する（同規則第5条）。【解釈指針9-1-1-3】

教授会の下に、運営委員会、人事委員会、予算施設委員会、評価委員会、教務委員会、FD委員会、入学者選抜委員会、学生支援委員会、広報・教育情報化推進委員会、国際交流委員会等を置いている。《別添資料9-2参照》

なお、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる教授4人は本研究科教授会会員であり、教育課程の編成等に関して審議に加わり責任を担うが、人事に関する事項については議決に加わることができない（同規則3条3項）。【解釈指針9-1-1-4】

資料9-1-1-1

第2条 学部、大学院社会文化科学研究科、大学院自然科学研究科、大学院医学薬学研究部、大学院医学教育部、大学院薬学教育部及び大学院法曹養成研究科（以下「学部等」という。）に、教授会を置く。

2 教授会は、次に掲げる事項について審議し、並びに学部長候補者又は研究科長候補者の選考、当該組織の教員の採用及び昇任のための選考に関する事項を行う。

- (1) 学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他学部又は教育部の教育又は研究に関する重要事項

(出典：熊本大学教授会等規則)

資料9-1-1-2

- 第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 法曹養成研究科（以下「本研究科」という。）の専任の教授及び准教授
 - (2) 本研究科の授業を担当する法学部の専任の教授及び准教授のうち、教授会が必要と認めたもの
- 第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、並びに研究科長候補者の選考、教員の採用及び昇任のための選考に関する事項を行う。
- (1) 教育課程の編成に関する事項
 - (2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項
 - (3) その他本研究科の教育又は研究に関する重要事項
- 2 法曹養成研究科長（以下「研究科長」という。）は、教員の採用及び昇任のための選考について教授会が審議する場合において、熊本大学教員選考基準（平成16年4月1日制定）及び熊本大学大学院法曹養成研究科教員選考内規（平成16年4月1日制定）に定める教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、意見を述べることができる。
- 3 実務家みなし専任教員（前条第1号に掲げる教員のうち、本研究科以外に本務を有するものであって、年間6単位以上の授業を担当し、かつ、本研究科の教育課程の編成等の運営に責任を有するものをいう。）は、研究科長候補者の選考並びに教員の採用及び昇任のための選考に係る議決に加わることができない。
- 第4条 教授会に、議長を置き、研究科長をもって充てる。
- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 第5条 教授会は、定例教授会又は臨時教授会とする。

（出典：熊本大学大学院法曹養成研究科教員選考規則）

基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準9-1-2に係る状況）

本研究科の管理運営を行うために、国立大学法人熊本大学事務組織規則及び国立大学法人熊本大学事務分掌規則に基づき、熊本大学人文社会科学系事務部に事務長及び副事務長を置き、その事務を分掌するために総務担当及び大学院教務企画担当を置いている。この総務担当は本研究科のほか法学部、文学部及び大学院社会文化科学研究科における庶務・会計に関する事務を行い、大学院教務企画担当は本研究科及び大学院社会文化科学研究科における教務に関する事務を行う。《資料9-1-2-1参照》

事務職員の員数構成は、事務長、副事務長各1人、総務担当係長1人、大学院教務企画担当係長1人、総務担当4人、大学院教務企画担当3人である。《別添資料9-3参照》

【解釈指針9-1-2-1】

資料9-1-2-1

第4条 本学に、学部等（学部、研究科、教育部、研究部、学部附属又は教育部附属の教育施設及び研究施設、学内共同教育研究施設その他熊本大学の教育研究施設等をいう。）の事務を処理するため、医学部附属病院事務部、人文社会科学系事務部、教育学部事務部、自然科学系事務部及び生命科学系事務部を置く。

第16条 事務部（医学部附属病院を除く）に、事務長を置く。

2 事務長は、当該事務部の事務を処理する。

3 事務部に、副事務長を置くことができる。

4 副事務長は、事務長を補佐し、当該事務部の事務を整理する。

（出典：国立大学法人熊本大学事務組織規則）

また、人文社会科学系事務部事務長の管理の下に、本研究科に法科大学院研究事務室を設置し、非常勤職員2人を配置して、次のような業務を通じて、本研究科の教員の教育研究活動支援、学生の学習支援を行っている。【解釈指針9-1-2-1】

〈法科大学院研究事務室業務内容〉

1. 教材印刷
2. 定期試験の答案などのPDF化による保存
3. 教員からの物品（図書を含む）購入依頼受付及び手配
4. 図書の配架及び管理
5. 複写機及びリソグラフ等機器の管理（消耗品、印刷用紙、トナー等の補給及び修理依頼）
6. 研究科が使用する教室等の鍵の管理及び帯出・返却の受付 など

さらに、本研究科は附属臨床法学教育研究センターを設置し、弁護士法人と提携した法律事務所（熊本リーガル・クリニック）を併設し、学生が事実に関わりながら法律を学べるようにしている。《別添資料9-4参照》

職員の能力と資質等については、その向上を図るため、国立大学法人熊本大学職員研修規則に基づき、九州地区国立大学法人等係長研修、熊本大学会計基準実務研修、熊本大学事務系職員海外研修、教務事務研修会、パソコン研修会等、職員研修の活発化に努めている。《別添資料9-5参照》【解釈指針9-1-2-2】

基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

（基準9-1-3に係る状況）

本研究科の設置者である国立大学法人熊本大学の学長は、熊本大学予算編成の基本方針に基づき、効率的・合理的な大学運営及び本学の中期計画・年度計画の実現の視点から、年度当初の予算編成を行う。部局配分の予算は教育研究経費と管理運営経費からなる。本研究科の予算は法科大学院における重厚な教育活動等と高額な授業料を配慮した設定となっている。《別添資料9-6参照》【解釈指針9-1-3-1～3】

9-2 自己点検及び評価

基準9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準9-2-1に係る状況)

本研究科においては、評価委員会を設置し、教育水準の維持向上を図るため、自己点検及び評価を実施することとしている。

本研究科では、平成17年度に受けた予備評価の結果を踏まえ、本研究科における教育活動の一層の充実を図るため、平成18年度に、第1回目の自己点検及び評価を実施し、平成19年6月、自己点検・評価報告書として公表した。《別添資料9-7参照》

一方、平成19年度には、本学の全ての学部、研究科、センター等の教育研究組織について、組織ごとの自己点検・評価として「組織評価」を実施することとしており、本研究科における、自己点検・評価は、組織評価における教育領域の評価としてみなすことが認められている。《別添資料9-8参照》

また、平成19年度から、全学的に、教員の個人活動状況を点検・評価し、教育研究等の活動の一層の活性化を促すことにより、本学（研究科）の教育、研究等の向上を図ることを目的とした個人活動評価を本格実施しているところである。《別添資料9-9参照》

基準9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準9-2-2に係る状況)

本研究科が平成18年度に実施した自己点検及び評価項目は、平成17年度に受けた予備評価を踏まえ、本研究科の教育研究活動のうち特に指摘のあった事項について再確認するとともに、予備評価の際に確認できなかった事項について、学年進行を終えた段階でのその成果や状況を確認するといった点を中心に実施した。《別添資料9-7参照》

今後は、全学的に実施する組織評価として、教育、研究、管理運営及びその他の領域について、全学的に定められた評価項目を基本として、さらに本研究科としての教育水準の維持向上を図るため、独自の項目を設定して、定期的に自己点検・評価を実施することとしている。本研究科独自の項目については、本認証評価の結果を踏まえ、今後検討することとしている。《別添資料9-10参照》

また、全学の評価体制について、平成19年度から、より一層機能的かつ効果的な体制を目的として、評価担当理事を議長とする大学評価会議を中心に、法人評価及び認証評価への対応、並びに、評価結果を教育・研究等の改善・充実に向けて活用するための体制へ再構築した。本研究科における評価の実施体制として、評価委員会を設置していることが前述のとおりであるが、この全学的な評価の実施、あるいは評価体制に対応して、今後、より機能的な評価体制として充実することとしている。《別紙資料9-11参照》

【解釈指針9-2-2-1】

基準9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準9-2-3に係る状況)

本研究科の自己点検及び評価は、研究科長を委員長とする評価委員会が中心となり、全学共通の実施要領などを踏まえ、本研究科の目標や特性等を考慮した独自の評価項目等を定めて実施している。

自己点検・評価報告書については、本研究科のFD委員会及び教務委員会において、その内容を検証するとともに、検証結果を教授会において報告し、教授会での議論などによってさらに内容を精査し、問題点については、FD委員会や教務委員会において対応策を検討し、その改善を図ることとしている。【解釈指針9-2-3-1】

また、教員個人活動評価についても、毎年度各教員が実施する年度計画の達成状況評価及び次年度計画について、研究科長がその内容を確認し、必要に応じ、各教員との面談等により適切な助言等を行うこととしている。《別紙資料9-12参照》

基準9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準9-2-4に係る状況)

本研究科では、自己点検及び評価の結果や本研究科における教育活動等の現状について、本学の職員以外の者による検証を行うため、外部評価委員の制度を平成19年度から導入する。

外部評価の委員には、本学の教職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し、広くかつ高い識見を有する者として、他法科大学院、地元企業、放送関係者等の5人程度に依頼することとしている。【解釈指針9-2-4-1】

この委員には、主に次の事項を行っていただくこととしている。

- (1) 本研究科がまとめた自己点検・評価報告書の内容の検証等
- (2) 自己点検・評価報告書を踏まえた、学生・教職員への事情聴取・質疑応答、授業観察、施設設備の視察等の実地調査

9-3 情報の公表

基準9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準9-3-1に係る状況)

本研究科は、教育活動等の状況について、本研究科の募集要項・学生便覧・授業計画書等の印刷物によるほか、ウェブサイト（ホームページ）により広く積極的に情報の公表を行っている。《別添資料便覧19、別添資料要項19、別添資料パンフ19、別添資料シラバス19参照》

また、入試説明会に積極的に取り組み、本研究科のほか東京・福岡において、パワーポイントによる映像を取り入れたヴィジュアルな説明会を年間9回程度開催して多数の

参加者を得ている。《別添資料9-13参照》

以上のような広報活動を通じて、本研究科は、アドミッションポリシー、養成すべき法曹、カリキュラム編成の特色、成績評価や修了認定基準、教育指導方針、入学者選抜の基準・方法、教育施設と学習環境、奨学金等に関する情報を広く社会へ提供している。

基準9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準9-3-2に係る状況)

本研究科は、教育活動等に関する重要事項については、パンフレット、学生募集要項、ホームページ等（URL <http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/>）により公表している。《別添資料要項19、別添資料パンフ19参照》【解釈指針9-3-2-1】

9-4 情報の保管

基準9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準9-4-1に係る状況)

全学の取組として、平成19年度から組織評価を行うこととしており、評価の基礎となる資料（概要、自己評価書等を含む）については、全学的なシステムから提供する資料、各組織で収集する資料に整理して、組織的、継続的に集積することとしている。《別添資料9-10参照》【解釈指針9-4-1-1】

本研究科では、評価の基礎資料となる、諸規則、会議・委員会記録、教務関係記録（学生便覧、授業計画書、授業時間割等）、定期試験問題・答案、広報誌、評価活動の資料等評価の基礎となる情報については、担当事務において年度別に編綴し保管している。また、定期試験問題・答案等についても、PDF化し担当事務で保管している。【解釈指針9-4-1-2】【解釈指針9-4-1-3】

2 優れた点及び改善を要する点等

《優れた点》

(1) 本研究科は、研究科長を委員長とする評価委員会が中心となり、平成18年度に、第1回の自己点検及び評価を実施し、平成19年6月に自己点検・評価報告書として公表した。この自己点検・評価報告書については、本研究科のFD委員会、教務委員会において内容を検証して、その結果を教授会へ報告し、教授会での議論を踏まえ、FD委員会、教務委員会が共同して対応策を検討し、組織として改善に取り組むこととしている。

(2) 本研究科の自己点検・評価は本学が全学的に実施する「組織評価」の中で、改めて検証をするとともに、外部評価委員による検証を行うことにしている。

(3) 教育活動等の情報の提供については、東京を含めた各地での入試説明会の開催、パンフレット・募集要項等の印刷物の発行によるほか、ウェブサイト（ホームページ）を活用してより広く積極的に行っている。

(4) 自己点検及び評価の基礎となる情報については、全学的に実施する組織評価の基礎資料として、組織的、継続的に集積することとしている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本研究科は専任教員20人、学生定員30人(学生現員97人)であり、教員の教育研究のための施設及び学生の学習施設として、以下の施設を整備した。

- (1) 研究科長室 1室 21 m²
- (2) 教員研究室 19室 380 m²
- (3) 講義室 3室 246 m²
- (4) 演習室 1室 42 m²
- (5) 法廷教室 1室 63 m²
- (6) 遠隔講義室(兼講義室) 1室 63 m²
- (7) 法律相談室 1室 20 m²
- (8) 学生自習室 1棟 300 m²
- (9) 法科大学院研究事務室 1室 21 m²
- (10) 附属臨床法学教育研究センター
事務室1室 会議室1室 法律相談室2室 58.79 m²

(1) 研究科長室1室、(2) 教員研究室19室、(5) 法廷教室1室、(6) 遠隔講義室1室、(7) 法律相談室1室、(9) 法科大学院研究事務室1室については、法学部の既設建物の中に整備し、(3) 講義室3室、(4) 演習室1室については、本学の共用施設である大学教育機能開発総合研究センターの既設建物の中に整備した。また、(8) 学生自習室はプレハブであるが平成15年度に新築した。《別添資料10-1参照》【解釈指針10-1-1-1、10-1-1-2、10-1-1-3】

さらに、平成18年度に(10) 附属臨床法学教育研究センターを熊本市内中央のビル内に新設した。《別添資料10-2参照》

通常の授業は、1年次は(3) 講義室、2年次は(3) 講義室及び(6) 遠隔講義室、3年次は(3) 講義室、(5) 法廷教室及び(6) 遠隔講義室で主として行っている。《別添資料10-3参照》

これらの施設は、法学部と大学教育機能開発総合研究センターの既設建物を利用して整備を行ったため、教室の形状が縦長で対話型授業には不適であるなど、授業内容等に対応した教室の確保が必要である。

学生自習室は、個人専用キャレル（128台）、基本図書（1,500冊）、インターネット接続のパソコン（10台）、複写機（1台）等の設備を有しており、午前7時から午後10時まで利用できる。今後、法務学修生を含む受け入れ学生数の増加に対応するには自習室の拡充が必要である。《別添資料10-4参照》【解釈指針10-1-1-5, 10-1-1-6】

附属臨床法学教育研究センターは、実務基礎科目であるリーガルクリニック、ロイヤリング等を実施するため法律相談室2室、会議室1室を設けている。法律相談室・会議室は、学生・法務学修生の個人学習・グループ学習、教員による学習指導・面談のための施設としても活用している。学生・法務学修生の学習指導・相談のために専用の学生相談室の整備が急務である。【解釈指針10-1-1-3】

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

（基準10-2-1に係る状況）

本研究科は、最先端の情報技術及び情報機器を導入して、教育効果の増大化、研究の効率化にきわめて積極的に取り組んでいる。各施設の主な情報設備及び情報機器は以下のとおりである。

- 講義室 授業収録編集システム。インターネット（無線LAN）環境、パソコン（教員用1台、学生用35台）、大型ディスプレイ（3基）等。
- 遠隔講義室 遠隔講義システム（光回線で接続したテレビ会議システムにより、九州大学と鹿児島大学（19年度から琉球大学も参加）の同時性・双方向性を有するネット授業を実施するための設備）。
- 法廷教室 法廷収録編集システム（臨床教育の映像教材を作成するための設備）。
- 法律相談室 テレビ会議システム（遠隔多地点間の法律相談を可能とするための設備）。
- 学生自習室 インターネット環境、パソコン（10台）。
- 教員研究室 インターネット環境、専用パソコン。
- 附属臨床法学教育研究センター インターネット（無線LAN）環境、パソコン（3台）

《別添資料10-5参照》

授業の多くは、インターネット環境と最先端の情報機器を備えた講義室・遠隔講義室等において、タブレット搭載パソコンで法律情報データベースあるいはデジタル教材等を利用し、大型プラズマディスプレイに資料を掲示しながら行っている。また、本研究科の授業はすべて自動収録し、DVD編集している。このDVD化した授業コンテンツは学生の復習等の利用に供するほか、ウェブ上で提供する映像教材として加工している。

学生自習室は、キャレル128台、基本図書1,500冊、法律判例情報検索のためのパソコン10台、複写機1台等の設備を整え、学習の環境の充実を図っている。

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

本研究科の教員の教育研究及び学生の学習に必要な図書は附属図書館中央館と法学部雑誌室に配架されている。附属図書館が所蔵する単行本の法律図書、法学部雑誌室が所蔵する大学紀要、法律雑誌、判例集及び法令集等は質、量ともに充実している(平成19年3月現在 和図書103,404冊・外国書30,618冊、学術和雑誌1,030種・外国雑誌437種)。

特に学習頻度の高い基本図書については、学生の便宜を図るため、副本を自習室に配架している。また、法律判例情報については、研究室・講義室・学生自習室等において、インターネットで検索できるシステムを導入している。《別添資料10-6参照》

附属図書館には、館長、専門的能力を備えた職員31人が配置されており、司書の資格を有する者は18人で、法情報調査に関する基本的素養を備えている。本研究科は、熊本大学附属図書館規則及び熊本大学附属図書館運営委員会規則に基づき、附属図書館運営委員会の委員を選任して、附属図書館の管理運営に参画している。《資料10-3-1-1参照》
《資料10-3-1-2参照》

附属図書館は、インターネットによる蔵書検索システムを導入しており、また、自動貸出装置、インターネット用パソコン89台、蔵書検索性用パソコン、視聴覚機器、マイクロフィルムリーダープリンター、複写機等教育研究及び学生の学習を支援する機器を整備している。《別添資料10-7参照》【解釈指針10-3-1-1～7】

資料10-3-1-1

第2条 図書館は、図書及びその他の図書館資料を収集し、管理し、及び利用に供することにより熊本大学における教育研究、地域貢献及び国際貢献に資することを目的とする。

第7条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、熊本大学附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(出典：熊本大学附属図書館運営委員会規則)

資料10-3-1-2

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する

- (1) 図書館長
- (2) 医学系分館長及び薬学部分館長
- (3) 各学部(医学部及び薬学部を除く。)、大学院社会文化科学研究科、大学院自然科学研究科、大学院法曹養成研究科及び医学部附属病院から選出された教授又は准教授 各1人
- (4) 教養教育実施機構教養教育実施会議企画・運営委員会から選出された委員 1人

(出典：熊本大学附属図書館運営委員会規則)

2 優れた点及び改善を要する点等

《優れた点》

(1) 本研究科は、研究科長室1室、教員研究室19室、法廷教室1室、遠隔講義室1室、法律相談室1室、法科大学院研究事務室1室、講義室3室、演習室1室、学生自習室1棟、附属臨床法学教育研究センターの教育研究施設を整備している。

(2) 本研究科は、各種教室に遠隔講義システム・法廷収録編集システム・授業収録編集システム等の最先端の情報技術及びパソコン・プラズマディスプレイ等の情報機器を導入して、教育効果の増大化、研究の効率化にきわめて積極的に取り組んでいる。授業は、インターネット環境と最先端の情報機器を備えた教室で行い、すべてDVD収録して、学生の復習等の利用に供するほか、ウェブ上で提供する映像教材として加工している。

(3) 本研究科の教員の教育研究及び学生の学習に必要な図書は附属図書館中央館と法学部雑誌室に配架されている。附属図書館が所蔵する単行本の法律図書、法学部雑誌室が所蔵する大学紀要、法律雑誌、判例集及び法令集等は質、量ともに充実している。

(4) 特に学習頻度の高い基本図書については、学生の便宜を図るため、副本を自習室に配架している。また、法律判例情報については、研究室・講義室・学生自習室等において、インターネットで検索できるシステムを導入している。

《改善を要する点》

教育施設については、新築した学生自習室（プレハブ）、附属臨床法学教育研究センターを除き、法学部と大学教育機能開発総合研究センターの既設建物を利用して整備を行ったため、授業内容等に対応する教室の確保に工夫を要している。学生自習室、学生相談室についても、今後の法務学修生の受け入れによる学生・法務学修生数の増加に対応するために拡充が必要となる。また、学習資料作成のための印刷室、講師控室、取り分け、法曹養成の中核となるロー・ライブラリーの設置は急務である。

別添資料目次

	本文中の記載	資料名称
別紙様式1～4	別紙様式1	開講授業科目一覧
	別紙様式2	学生数の状況
	別紙様式3	教員一覧
	別紙様式4	科目別専任教員数一覧
第2章の分	別添資料2－1	時間割
第4章の分	別添資料4－1	授業計画書(シラバス)への成績評価の記載について
	別添資料4－2	定期試験採点基準(公法Ⅱ)
	別添資料4－3	定期試験解答用紙
	別添資料4－4	成績評価異議申し立て
	別添資料4－5	進級判定資料
	別添資料4－6	定期試験成績通知書
	別添資料4－7	授業科目得点分布状況
	別添資料4－8	熊本大学大学院法曹養成研究科規則(H19.4.11施行)
	別添資料4－9	熊本大学大学院法曹養成研究科履修細則(H19.4.11施行)
	別添資料4－10	定期試験問題(民事訴訟法Ⅰ)
	別添資料4－11	追試験実施状況
	別添資料4－12	定期試験及び再試験問題(民法演習)
	別添資料4－13	熊本大学大学院における他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関する規則
	別添資料4－14	三(四)法科大学院教育連携リーフレット
	別添資料4－15	授業計画書(子どもをめぐる法律問題)
	別添資料4－16	授業計画書(少子高齢社会と法)
	別添資料4－17	熊本大学大学院法曹養成研究科規則(H18.9.25施行)
	別添資料4－18	熊本大学大学院法曹養成研究科履修細則(H18.4.1施行)
	別添資料4－19	修了判定資料
	別添資料4－20	法学既習者認定試験実施状況
第5章の分	別添資料5－1	大学改革推進等補助金交付申請書(サイバー・クリニック・システムの構築)
	別添資料5－2	国際シンポジウム開催ポスター、プログラム及び報告書
	別添資料5－3	大学改革推進等補助金交付申請書(九州三大学連携法曹養成プロジェクト)
	別添資料5－4	九州3法科大学院教育連携シンポジウム報告書
	別添資料5－5	大学改革推進等補助金交付申請書(実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト)
	別添資料5－6	委員会委員名簿
	別添資料5－7	授業改善のためのアンケート調査票
	別添資料5－8	授業改善のためのアンケート実施状況
	別添資料5－9	授業実施報告書
	別添資料5－10	研修会等参加者一覧
	別添資料5－11	海外視察参加者一覧
	別添資料5－12	補修授業内容
	別添資料5－13	熊本法律研究会開催通知
第6章の分	別添資料6－1	入学試験実施体制
	別添資料6－2	第1次選抜小論文試験問題
	別添資料6－3	第2次選抜面接討議問題・資料
	別添資料6－4	法学既習者認定試験合格者判定資料
	別添資料6－5	出身大学別志願者・合格者一覧
第7章の分	別添資料7－1	入学前に取り組むべきことについて
	別添資料7－2	新入生配布物一覧
	別添資料7－3	新入生入学前ガイダンス案内
	別添資料7－4	インストラクター別学生名簿
	別添資料7－5	時間割
	別添資料7－6	法律基本科目担当者会議開催通知
	別添資料7－7	在学生ガイダンス配布物一覧
	別添資料7－8	住所及び履修届
	別添資料7－9	インストラクター会議の開催及び履修指導の実施について(通知)
	別添資料7－10	DVD収録委託業務契約関係書類
	別添資料7－11	日本学生支援機構奨学金の募集案内周知
	別添資料7－12	熊本大学法科大学院教育ローンパンフレット
	別添資料7－13	熊本大学入学料、授業料及び寄宿舎の免除及び入学料及び授業料の徴収猶予取扱規則
	別添資料7－14	保健センターと健康な学生生活(学生案内)
	別添資料7－15	保健センター規則
	別添資料7－16	メンタルケア講習会開催案内通知
	別添資料7－17	熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則
	別添資料7－18	セクシュアル・ハラスメント防止パンフレット
	別添資料7－19	熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則
	別添資料7－20	法科大学院適性試験実施要領(A)
	別添資料7－21	配置図
	別添資料7－22	熊本大学進路支援委員会規則

別添資料目次

本文中の記載		資料名称
	別添資料7-23	熊本大学事務組織規則
	別添資料7-24	職業・キャリア支援情報(キャリア支援課HP)
	別添資料7-25	就職・キャリア支援について(学生案内)
	別添資料7-26	法務学修生に関する要項
第8章の分	別添資料8-1	教員審査判定結果
	別添資料8-2	シラバス責任者
第9章の分	別添資料9-1	教授会名簿
	別添資料9-2	委員会委員名簿
	別添資料9-3	人文社会科学系事務部組織図
	別添資料9-4	ローセンター案内パンフレット
	別添資料9-5	事務職員研修一覧
	別添資料9-6	熊本大学予算編成の基本方針
	別添資料9-7	自己点検・評価報告書
	別添資料9-8	熊本大学における組織評価指針
	別添資料9-9	熊本大学における教員の個人活動評価指針
	別添資料9-10	熊本大学における組織評価実施要領
	別添資料9-11	評価体制の基本的な考え方
	別添資料9-12	熊本大学における教員の個人活動実施要項
	別添資料9-13	入試説明会参加者実績
第10章の分	別添資料10-1	黒髪キャンパス案内図
	別添資料10-2	ローセンター案内パンフレット及びローセンター配置図
	別添資料10-3	時間割
	別添資料10-4	学生自習室使用者心得
	別添資料10-5	備品リスト
	別添資料10-6	自習室設置図書リスト
	別添資料10-7	図書館の設備・機器リスト
学生便覧H18年度		別添資料便覧18
学生便覧H19年度		別添資料便覧19
学生募集要項H19年度		別添資料要項19
学生募集要項H20年度		別添資料要項20
法科大学院パンフレットH18年度		別添資料パンフ18
法科大学院パンフレットH19年度		別添資料パンフ19
シラバス	授業計画書H18年度	別添資料シラバス18
	授業計画書H19年度	別添資料シラバス19
成績分布データ		— 得点分布状況